

平成18年第4回海津市議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年12月12日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第13号 平成17年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第92号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第93号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第94号 平成18年度海津市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第95号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第96号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第97号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第98号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第99号 海津市長期継続契約に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第100号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第101号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第102号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第 103号 人権尊重の都市宣言について
- 日程第23 議案第 104号 大垣地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第24 議案第 105号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第25 議案第 106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第26 議案第 107号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第27 議案第 108号 南濃衛生施設利用事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第28 認定第 5 号 平成17年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第29 認定第 6 号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について
- 日程第30 認定第 7 号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第 8 号 平成17年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第32 認定第 9 号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第33 認定第 10号 平成17年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第34 認定第 11号 平成17年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第35 認定第 12号 平成17年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第36 認定第 13号 平成17年度海津市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第37 認定第 14号 平成17年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第38 認定第 15号 平成17年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第39 認定第 16号 平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第40 認定第 17号 平成17年度海津市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第41 認定第 18号 平成17年度海津市簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第42 認定第 19号 平成17年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第43 認定第 20号 平成17年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について

出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君

7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼			
総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君
副収入役	谷芳和君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	伊藤秋弘君	水道環境部長	高木謙次君
市民福祉部長	大倉富夫君	消防長	田中俊澄君
教育次長	菱田秀明君	総務部財政課長	福田政春君
		建設部	
学校教育課長	菱田秀樹君	都市計画課長	伊藤恵二君
市民福祉部		企画部まちづくり	
市民課長	安藤勉君	推進課長	三木孝典君
		監査委員	
消防総務課長	大井吉幸君	事務局長	高木栄君
選挙管理委員会		農業委員会	
事務局長	菱田義博君	事務局長	加藤賢治君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 森 賢 一
議会事務局課長
補佐兼庶務係長 近 藤 和 子

議会事務局次長
兼 議 事 係 長 馬 場 司 郎

開会宣告

議長（西脇幸雄君） 皆さん方、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

会議録署名議員の指名

議長（西脇幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番 水谷武博君、17番 星野勇生君を指名します。

会期の決定について

議長（西脇幸雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本会の会期は、本日から12月22日までの11日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、本会の会期は、本日から12月22日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、本議場の執行部席に関係課長等の順次着席を許可いたします。

一般質問

議長（西脇幸雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問は事務局に届いた順に発言を許可します。なお、答弁者は壇上にて答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁をお願いいたします。

福井恭平君

議長（西脇幸雄君） 最初に、7番 福井恭平君の質問を許可します。

〔7番 福井恭平君 登壇〕

7番（福井恭平君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は、きょうは二つのことについてお尋ねをさせていただきます。

初めに、市長に、養老線存続に向けての市の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

近鉄養老線は、市民の足として、特に通勤・通学の足として長年大きな役割を果たしてきました。また、住民の足としてだけでなく、物流を担う貴重な輸送手段としても地域生活を支えるとともに、地域の発展に大きく貢献してきました。西濃沿線地域の発展は、養老線の存在を抜きにしては語れないし、高齢化が急速に進むこれからも、その存在価値は高まるばかりで、下がることは決してないと考えます。

しかしながら、モータリゼーションの急激な進行や少子・高齢化社会到来等の社会状況の変化によって、年々利用者が減り続け、経営上その存続が危うくなってきた現実があります。養老線は民間の鉄道会社が運営しているものであり、採算を無視してまで電車を走らせることはできないことは重々承知していますが、今もなお市民の足として極めて公共性の高い交通機関でありますので、何とか存続させてほしいという市民の切実な声があります。100円を稼ぐのに250円ほどかかり、年間約14億円を越す赤字を出し続けているこの養老線を、このままの形で存続させていくことは到底無理でありますけれども、英知を出し合って課題を解決し、存続を期待する市民の熱い期待にこたえてほしいと願っております。関係の沿線市町の担当で、存続に向けて鋭意研究・協議がなされていると思いますが、どのような形で存続問題が最終決着したのか、または決着されようとしているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

続きまして、小・中学生と携帯電話について、教育長にお尋ねしたいと思ひます。

ここ数年来の携帯電話の普及は目覚ましく、だれもが想像し得なかった携帯社会が出現しています。この携帯電話の異常なまでの普及と進化は、社会のさまざまな面に大きな変革をもたらしましたが、今もなおその機能を充実・進化させながら、驚異的なスピードで日々新しい携帯社会を誕生させつつあります。

この携帯は、情報収集・交換の手段の一つとして、現代の情報社会に大きな恩恵をもたらした、その存在地位は確固たるものになってきましたが、時として文明の凶器に変身し、現代社会に起こるさまざまな問題の中心的な存在にもなってきました。あるときは子供たちの命を守る携帯、そしてあるときは犯罪の道具として使われる携帯。爆発的な携帯の普及は、今や小・中学生にまで及び、子供社会に新しい携帯文化が誕生したと言われております。そして、大人社会と同様、さまざまな問題を引き起こしており、携帯のあり方を皆が真剣に考えなければならない時期が来ているのではないかと思ひます。

犯罪の入り口にもなる出会い系サイト、絵文字の乱用などによる日本語の乱れ、メールによるいじめなど、携帯が子供社会と子供たちに与える影響は、目に見えない部分も多くあり、今や相当危険な状況にあるものと推察されます。そこで、次の3点についてお答えいただきたいと思ひます。

1. 携帯電話に対する教育委員会としての考え方。

2. 市内の小学6年生と中学3年生の携帯保有率。

3. 携帯電話に対する学校の指導の実態と問題点。

以上、二つの点についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（西脇幸雄君） 福井恭平君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） おはようございます。

福井恭平議員の、養老線の存続に向けての御質問についてお答えします。

近鉄養老線は、養老鉄道として大正2年に開業して以来、100年近い歴史を経て現在に至っております。桑名市から揖斐川町までの3市4町を結び、路線延長は57.5キロメートル、年間の輸送人員は700万人を超え、沿線住民にとって重要な生活路線の役割を果たしております。

しかしながら、議員御指摘のように、近年の景気の低迷やモータリゼーションの進展、少子化などにより、鉄道利用者が減少傾向にあることなどの理由から、平成16年に近畿日本鉄道株式会社は、このまま鉄道経営を続けることは困難であるとして、養老線沿線市町に対し支援の申し入れを行いました。

これを受けまして、沿線7市町は、平成16年8月から養老線対策勉強会を5回開催し、平成17年3月には養老線対策研究会に名称を変更し、同年12月から養老線に関する研究会を発足し、現在までに首長会議、研究会、ワーキング部会を合わせて20回ほど開催し、協議を重ねてまいりました。

これまでも御説明いたしましたとおり、本年3月に養老線を存続させることを目的とした確認書を沿線7市町と近鉄との間で取り交わし、その後、運営形態を上下分離方式とし、近鉄グループの子会社である第2種鉄道事業社を設立し、運行することとなりました。第2種鉄道事業社の設立による運賃の改定、人件費の縮減等の収支改善策を実施しましても、約8億円の赤字額が見込まれることから、近鉄は、その赤字額の2分の1を沿線市町で負担するよう支援を求めてまいりましたが、双方協議の上、平成22年までの支援については上限額を3億円と設定したところであり、現在、その負担割合についての協議を進めております。今後、国土交通省への廃止届と新会社の設置届等の手続が進められ、当初予定しておりました来年4月からの新会社による運行は困難であります。来年度の早い時期には新会社による運行が行われる予定であります。

養老線は、岐阜・三重両県を結ぶ重要な生活路線であり、通勤・通学などの住民の交通手段として、また魅力あるまちづくりへの活用等、地域活性化の観点から欠くことのできない社会基盤であるとともに、高齢社会における福祉施策、地域や地球規模での環境対策等に資

する機能もあわせ持つ重要な交通機関でありますので、関係機関への要望も行い、存続に向け鋭意努力してまいります。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

教育長（平野英生君） 続きまして、小・中学生と携帯電話についての福井議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、携帯電話に対する教育委員会としての考え方についてでございますが、議員御指摘のとおり、携帯電話は、便利であるがために、使い方によっては大きな危険をもたらすおそれがあります。それぞれの家庭の事情により必要な場合もあるとは思いますが、その危険性を考え合わせると、教育委員会としては、基本的には携帯電話は小・中学生にとって必要のないものであると考えております。この考え方に基づいて、市内のすべての小・中学校は、特別な事情があって許可した場合を除いては、学校に携帯電話を持ってこないよう指導しております。また、保護者に対して、携帯電話を持たせることについては慎重な判断をお願いしておるところでございます。

次に、市内の児童・生徒の携帯電話の所持率でございますが、小学校6年生で8.5%、中学校3年生で45.7%でございます。本年7月のある民間による全国調査によりますと、小学校5・6年では22.2%、中学校1年から3年生までの平均が55.7%となっておりますので、本市においてはかなり低い数値であると考えられます。

最後に、携帯電話に対する学校の指導の実態と問題点についてお答えします。

実際、携帯電話を介して他校の生徒と連絡をとり合い、校区外で集まって遊んだり、相手を傷つけるようなメールを送ったりすることなどの事案が起こっております。こうしたことは、やがて集団での非行やいじめといった、より深刻な問題にもつながりかねません。各学校においては、メールや出会い系サイトに関するトラブルの未然防止、被害に遭った場合の対応方法、所持している携帯電話やメールアドレスの保護などについて、全国各地で起こっています具体的な事例をもとに、折に触れて指導を行っております。

また、携帯電話の所持率が伸びる傾向も見られますので、PTAの会合などにおいて、保護者の皆さんに学校が児童・生徒に行っている指導の状況を説明しながら、携帯電話を持たせることについての慎重な判断や、持たせている場合の適切な管理の仕方について啓発してお願いしております。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔7番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 福井恭平君。

7番（福井恭平君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

初めの市長の養老線に関する答弁ですけれども、来年当初からの存続決定については難しい状況であるけれども、早い時期に新しい形の運営形態で存続されるという答弁をいただきまして、私も一安心したところでございます。

この問題は、海津市だけの問題ではなく、先ほど答弁の中にございましたけれども、七つの市町が関連しておりますので、海津市だけで何とすることもできませんけれども、今後も鋭意努力していただきまして、存続に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

それについて、一つ、これは海津市だけでできることですのでお願ひしたいと思いますけれども、今、中学校の統合問題が進展しております。中学校が統合されますと、北部の生徒、南部の生徒も、いずれ養老線を使って登校することにもなるかと思ひます。そういうことになりますと、駅の周辺整備も十分しなければいけないと考へております。子供たちが駅まで自転車でやってくる人が多いかと思ひます。

市内には駅が五つござひますけれども、それぞれ自転車置き場、その駅々によってやり方が違ひます。例を挙げますと、一番南の松山駅には3カ所自転車置き場がござひます。すぐ駅のそばにある公式な自転車置き場にもいつも40台か50台とまっておりますが、その東側の川の東に桜ヶ丘団地というのがござひますが、その東西にもまた、これは正式な自転車置き場ではないですけれども、2カ所ござひます。南の方の自転車を置いてあるところがすぐ川になってあります。その川沿いにずうっと自転車が並べてありますが、時々見かけますと、風なんかで倒れて自転車が長除川に何台か落ちていてるという様子がよく見られます。何とかしてほしいという声も住民の皆さんから聞かれます。これも予算を伴うことで、すぐにはできないということになるかもしれませんが、将来の統合に向けて周辺の整備もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、まちづくりの中でも、駅と市内の各施設を結ぶといういろいろなネットワーク的なことも考へられておるようですけれども、これも駅を整備して一人でも乗客をふやすことにつながるかと思ひますので、時間はかかると思ひますけれども、駅の有効的な活用ができるように、電車の有効な活用ができるようにこれからも努力していただきたく思ひます。要望をさせていただきますので、市長、お答えいただければよろしくお願ひいたします。

それから、教育長の方から携帯電話についてお答えをいただきました。

全国の数字から比べると、若干市内の小・中学生の携帯電話の保有率は低いようですけれども、今は都会も田舎も全く関係なしにどんどん文化が入ってきますので、いいも悪いも、東京も海津市も全く変わらないと思ひます。よその出来事ということでなくて、目の前にあるこの現実を厳しく受けとめて、今後もしっかりとした指導をやっていただきたいと思ひま

す。

先ほどメールに関する問題行動が若干あったということですがけれども、これは表面に出た、氷山の一角ということはよく言われますけれども、すべてが保護者、それから教師の前で携帯が使われるわけではございません。どこでどんなふうに使われているかもしれないという現実もございますので、この点についても、いま一度温かく厳しい目を向けていただいて、携帯の正しい使い方を指導していただきたいと思います。

国によっては、携帯が発する電磁波が子供の成長に悪いということで、子供の携帯を全面的に禁止している国もあるかと聞いています。そのあたりも考えていただいて、海津市でできることとできないことがございますけれども、できることについては積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 先生のお話のように、近鉄養老線は大変重要な交通機関と位置づけておりますので、存続にかけては鋭意努力をしてみたいと考えております。

また、近鉄線利用ということで、現在、松山駅の前に、これは以前、町の時代からでございますが、土地を借りて駐輪場をつくっているということでございました。今後、さらに中学校の問題等が進めば、近鉄と同様に検討を重ねて準備をしてみたいと考えております。

議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

教育長（平野英生君） 今お話をいたしました、海津市全体としては少ないですが、起こっている事案を考えますと、先ほど福井議員が言われたとおり、全国共通のものがたくさんありますので、今お話にあったように、そういうことを踏まえながら、学校・家庭・地域・社会、すべてがそういった方向に向いて気をつけていきたいと思っておりますし、またそれを進めたいと思っております。よろしく願いします。

議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

7番（福井恭平君） ありがとうございました。

服 部 寿 君

議長（西脇幸雄君） 続きまして、11番 服部寿君の質問を許可します。

11番 服部寿君、登壇をお願いします。

〔11番 服部 寿君 登壇〕

11番（服部 寿君） 議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

海津市も合併をし1年9ヵ月。この間には石津小学校の改築、海津斎苑の増築、海津苑の改築工事等に着手し、また給食センターの建設、南濃町の中学校の統合、海津町の幼稚園の

統合、旧海津北高校の跡地利用等前向きに議論がなされ、歩み出してきました。

そこで私は、改めて効率的な行財政運営の政策の中で、施策として公共施設、とりわけ市庁舎の統廃合整備について質問をいたします。

本年9月の定例会において可決されました海津市総合開発計画が平成19年度からスタートいたします。その中で市民の意向や財政事情を総合的に勘案し、新しい行政拠点の整備について協議会等を設置し、検討を進めるとなっております。そして、先月の全協において海津市まちづくり委員会設置要綱の案が出されました。その中には公有施設再配置検討分科会が入っており、前に進む姿を見た思いがあります。現在の旧町の施設を活用し分庁舎方式を採用していることから、利用者の利便性の悪さ、行政コスト等の課題の大きさはだれもが知っておられることでもあります。そこで市長にお尋ねいたします。

平成19年度海津市総合開発計画がスタートするに当たり、予算的なことも入れながら、取り組まれる早さ、計画、みずからの決意をお聞かせください。

2点目に、道の駅「月見の里南濃」についてお尋ねをいたします。

オープンをしてきょうで丸2年たったと思います。この運営には大変厳しいものがあると、予算から見ても明らかであります。本年度一般会計からの繰入金約1,300万、地方債が約6億2,100万円で、平成19年度から約4,000万の償還が始まると聞いております。

そこで、道の駅の売りに協力をし、かつみずからの利益につながればと、海津の農家の人が、道の駅の直売所で自分のつくった農産物を売らせてもらえないかと申し上げたところ、ハードルどころか厚い壁があり、断られたようであります。私も、その後担当課にお聞きしましたが、その壁の理由が私も理解に苦しみました。3町が合併をして、町の垣根を取り除こうと行政も議会も市民も取り組んでおる中、壁をつくるとはいかがなものでしょうか。いま一度、販売ができない理由、また解決策はないのか、お尋ねをいたします。

議長（西脇幸雄君） 服部寿君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 服部寿議員の御質問についてお答えいたします。

1点目の市庁舎の統廃合につきましては、昨年第3回定例会での一般質問において、「合併協議の調整方針や新市まちづくり計画、また総合開発計画等の整合性を図り、さらには市民の方々の意向も伺いながら、横断的な組織で検討を重ねてまいります」とお答えさせていただいたところであります。その後、ことしの第3回定例会において海津市総合開発計画を議決いただきました。この総合計画は来年4月からスタートいたしますが、申すまでもなく、海津市の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるものであります。

御質問の市庁舎の統廃合に関しましても、現在、この総合計画の将来像である「協働が生み出す魅力あふれるまち海津」を念頭に、横断的な組織の立ち上げ準備を鋭意進めており、先般の議会議員全員協議会において本件に関する検討組織の設置案などを説明申し上げ、議員各位の御意見を伺っているところであります。

本庁機能や分散して配置する現在の分庁舎方式は、職員間の連携力や情報共有力が低下する可能性があり、また事務処理の迅速化や住民へのワンストップサービスの提供の面からも疑問があること、さらに庁舎管理費や人件費の削減が難しいことなどから、恒久的な存在としては望ましいものではないと考えております。一方で、新庁舎建設には多大な建設費用が必要となること、位置並びに庁舎から遠方となる地域への住民サービスの低下が心配されることなどの問題があります。

市庁舎は、市民生活の重要な拠点施設であるとともに、個人情報を含む多くの市民の財産が保管・管理されている施設でもあります。耐震上の問題、防災・防犯対策の問題などの危機管理対策、補修費・光熱費等の維持管理費、公有地の有効活用、事務事業の効率性等々の観点から庁舎のあり方を御検討いただけるよう、できる限り早くこの組織を確立してまいりたいと思っております。

なお、検討の期間につきましては、およそ2カ年をめどとしているところであり、来年度以降、必要な予算を盛り込ませていただくとともに、協議の過程では議会や市民の皆様方の意向等も伺いながら、また経過等につきましても随時御報告をしながら検討を進めてまいります。

2点目の、道の駅「月見の里南濃」の運営についてですが、本施設の建設に当たって6億2,110万円を地方債に求めた結果、平成19年度の元利償還金は約1,800万円、平成20年度からは毎年元利償還金が約4,300万円となります。そのため、道の駅「月見の里南濃」オープン後から経費支出を必要最小限に抑えるとともに、農産物直売所販売計画を立て、特産農産物栽培研究会を開催し、売り上げの増加に努めており、その成果も徐々にではありますが確認しているところでもあります。しかしながら、償還金等を賄うところまでは至っておらず、歳入不足分を一般会計繰入金で措置いたしております。

御質問の農産物等の販売については、本施設は整備時において、国の農業経営構造対策事業費補助金を受けて、畜産物処理加工及び産地形成促進施設を建設しておりますが、その補助要件というのが、地区経営構造対策事業計画の認可を受け、地区農畜産物の生産から販売までの一貫したシステムを構築し、健康志向の強い都市部在住の交流客を対象に消費拡大を行うことにより、地産地消を推進するというものです。したがって、農産物販売のために地区農産物直売所出荷者協議会が設立され、同協議会に対して平成21年11月まで行政財産の使用許可を出しております。この協議会の規約に、会員資格として地区住所規定があるという

ことでございます。

しかしながら、今後の対策として、施設使用許可期限後においては、海津市内在住者が会員となれるよう、規約改正等を指導してまいりたいと考えております。また、来年度から海津市産の農産物を西美濃農協等から仕入れて販売することも考えているところであります。

以上、服部寿議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 再質問ありませんか。

〔11番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 11番 服部寿君。

11番（服部 寿君） 1点目の、市庁舎の統廃合でございます。

市長も申されておりますように、私も述べさせていただきましたように、分庁舎方式のデメリットはおっしゃるとおりでございます。2カ年をめぐるといっていますが、当然1年おくれるごとに維持管理費、それから人件費等かかるわけでございます。当然位置等もございませぬけれども、私はどこかと言っておるわけではございませぬので、今のことで市民の皆さん、そして財政的な負担を含めて、2年といわず、スピードを求めておるわけでございますので、合併特例債が10年、あと8年だからといって先延ばしにせず、速やかに実行をお願いしたいと思います。

2点目の「月見の里南濃」でございますが、市長の答弁、私も担当課にお聞きしましたその要件、制約ですが、まことに理解に苦しみます。今の答弁でも苦しみます。「月見の里南濃」、2年前の本日、12月12日にオープンいたしました。合併が3月に控えておって、契約が5年と聞いておりますが、3ヵ月後に合併をするということで5年の契約期間というものいかなものか。これは過去のことでございませぬけれども、海津市の月見の里南濃の道の駅が、今申しました繰入金も踏まえて、地方債の償還も踏まえて、市民4万1,000人がお支払いをするんですが、もうけさせていただく権利といいますが、直売所に出せる市民はごく一部に限られるといのはいかなものか。6億円の償還は4万1,000人みんなで払いなさいよと。しかしながら、直売所で品物を販売できる人はごく一部の人だけですよといのは、やはり私は納得がいきませぬ。5年の契約期限があと3年と聞いておりますけれども、それも踏まえて、今現在、協議会等もございませぬけれども、再度、契約の変更等は、当然両者が納得すればできることでございませぬので、そういうことも踏まえてお願いしたいと思います。

それから、きのうも私、「月見の里南濃」を視察させていただきましたが、あそこは直売所であって、スーパーマーケットではないと思うんです。市長もごらんになったかと思ひませぬけれども、北は北海道から、秋田、長野、千葉、茨城、新潟、徳島、宮崎と、海津でできてるジャガイモ、タマネギ、サツマイモ、シイタケ等を、なぜ県外のものをあの直売所で売らなくちゃいけないのか。海津町には、平田町には、南濃町にはそれぞれ特産品があつて、

ことは特にですけれども、露地野菜が安値である中、平田の道の駅もきのう見せていただきましたが、白菜、大根、キャベツがどんと積んでありました。白菜6個が300円。すごい安いなあと思って拝見し、南濃町へ行かせていただきましたが、品の少なさといいますが、大根、白菜がちょこっと。キャベツはあったかなあ。当然ミカン、カキ等はございましたけれども、なぜ他県のを海津市の「月見の里南濃」で売らなくちゃならないのか、売っておられるのか、それも疑問でなりません。そして、産地表示をしなくてはいけないのではないかと。当然南濃町のだれだれという表示のあるものはあります。しかしながら、産地は傍線で、販売者がだれだれ。それは今の表示の仕方では違法ではないのか。その点も踏まえて、二、三今質問しましたけれども、答弁をお願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 庁舎の件で、もっとスピーディーにというお話でございました。この庁舎の件に関しましては、やはり合併当時のことも勘案しながら、よりスピーディーにはやってまいりたいと思いますけれども、統合することによってどういったメリット・デメリット、先ほど申しあげました、それを基本的にまず検討させていただいて、そしてその後に、その結果をもって庁舎の建設に向かってまいりたいと考えております。そういったことで一つ一つ済ませていくと、2年ほどの時間がかかるのかなあと、そういったことで答弁をさせていただきます。

二つ目の道の駅についてでございますけれども、この件に関しましては、建てられたときに南濃町の時代のときにおつくりになられました。そのときの契約に従って今進めさせていただいておりまして、議員御指摘のことも感じておりますので、今、南濃町の農家の方々に新しい品目をふやしていただく、あるいは量を上げていただくといったことで、先ほどお話を申しあげましたけれども、農産物直売所販売計画を立てて特産農産物栽培研究会を開催し、売り上げの増加に努めておるといってございまして、徐々にその成果も出ているということで御報告を申し上げたいと思っております。

それから、先ほどお話がございました、他県からのものがあるということでございますが、来年度から、海津市産の農産物をまずワンステップとして西美濃農協から仕入れて、販売をさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきますが、あとは部長の方から答弁させたいと思いません。よろしく申し上げます。

議長（西脇幸雄君） 産業経済部長 小野清美君。

産業経済部長（小野清美君） 月見の里南濃の件でございまして、南濃町のときに建設される時点で、農林水産省へ建設から運営までの計画書を提出して、その計画に基づいて認可を受けて、国からの補助をいただいて建設をしております。それで、その計画書に基づいて今

実質運営をしております。その計画書の中には、地域としては南濃町ということに建設当時
はなっておりますので、現在もそれで運営をさせていただいております。

海津市内の農産物につきましては、来年度4月以降に道の駅が直接購入をして、そこで販
売をしていきたい。特に海津市の特産でありますトマトとかキュウリ、こういうものにつ
きまして、海津市内の農産物を月見の里南濃でも販売していく計画を今進めておるところ
でございます。これにつきましては、生産者の出荷協議会の皆さん方にも今お話を申し上げて御
理解を賜りつつありますので、何とか実現をしてみたいと思います。

それから、先ほど出ました、他県のもので出ているということでございますが、道の駅
の直売の中には農家さんと出店者と両方の組織がございまして、他県のものにつきましては、
出店者の方が御協力をいただいて販売していただいておりますので、これにつきましても、
道の駅全体の売り上げには貢献をしていただいておりますので、若干地元産以外のものも現
实的に売っておりますので、そういう出店者の方からの販売ということで御理解をいただ
ければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（西脇幸雄君） 再質問ありませんか。

〔11番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 11番 服部寿君。

11番（服部 寿君） 市長と部長の答弁ですと、本年度中には海津、平田の人が農産物を直
売所では売れないと。来年度以降は農協を通じて売れということですが、農協に入ってい
ない方も見えますし、高齢の方もお見えになりますので、何とか組織の再編も踏まえて、販売
所で売れるようにしていただきたいと思っておりますし、僕は言いましたけど、タマネギ、ジャガ
イモなんですけれども、ほかの南濃町の方も売ってみえるんですよ。それをなぜ北海道の
ものを並べて売らなくちゃいけないかと。当然並べれば、買われる方の自由かもわかりませ
んけれども、海津市の道の駅で北海道のものを売らなくても、海津でとれたジャガイモが
あるなら、競合するのはやめてくださいと言ってもおかしくないと思っておりますけれども、
理解に苦しみます。

また、テナントが一つあいたということでございますけれども、きのうもまだあいてお
りました。つまり、まだ応募がないのかわかりませんが、テナント料も、聞くところ
によると、場所によらず一緒だということも聞きますけれども、当然場所のいいところは高
くても当たり前かなあと僕は素人考えでありますし、いまだかつて加入店がないという
ことは、それだけ魅力がないのかなあと寂しい思いもいたします。

そこで、自動販売機のことでお聞きしますけれども、海津市内の自動販売機、当然
庁舎内も踏まえて、温泉、それから水晶の湯、道の駅平田もございまして、その自動販
売機の設置の雑収入の中の項目が、自動販売機設置等の使用料と自動販売機手数料の
二つの読み

取り方が予算書から見られるんですけども、例えばクレール平田、それから市民プール、この庁舎等もですが、自動販売機手数料として平田道の駅 634万、本年度予算で収入が予算化されておりますが、月見の里南濃は自動販売機等使用料として 288万予算計上されておりますけれども、その使用料と手数料の違い、そしてこの金額の差は何なのか、これは財政課になるかもわかりませんが、お聞きをいたします。

議長（西脇幸雄君） 産業経済部長 小野清美君。

産業経済部長（小野清美君） 自販機の関係でございますが、開設当時にクレール平田の場合は業者さんの選定をしまして、そのときに販売手数料ということで契約をなされております。それで、仮に販売した本数とか、そういうものに対して手数料として1本幾らというような単価契約をしておりますので、クレールの場合は手数料の収入ということでございます。月見の里南濃の場合は、これも多分開設のときに自販機を置かれる方との契約で、使用料でいくという契約でなっておりますので、どうしても予算措置も当初から旧南濃町の予算措置の形態がそのまま海津市に引き継がれて、現在の手数料と使用料という形で予算を組んでおりまして、それで契約をして、歳入として受け入れをしておるといふ現状でございますので、よろしく申し上げます。

〔「議長、最後に1点だけ許可を願います」と11番議員の声あり〕

議長（西脇幸雄君） 11番 服部寿君。

11番（服部 寿君） 月見の里南濃が、言葉は悪いかもしれませんが、売り上げがあってもうかっておれば私も何も言いませんけれども、今申し上げました、本年度も一般会計から繰り入れを一千数百万、償還が始まりますと 4,000万以上の皆さんの税がそこに費やされておるわけで、自販機一つとっても、約 400万近くの売り上げが、きのうも見ましたけれども、来客数が多くて、自販機等で買われる方も平田と南濃は差がないと思います。しかし、市の収入として入るのは、全く本数が同じぐらい売れておっても、使用料と手数料では 300万、400万の違いが出てくるということは、やはり契約を見直さないといけないのではないかと。売られます商店の方も当然利潤を求められますけれども、しかし、今申しました市側といたしましても、財政的に裕福ではございませんので、手数料として1本当たり何円と入ると思いますけれども、そういうふうにしていかないといけないのではないかと私は思いますし、またもとに戻りますけれども、最初から僕が言いました、海津の農家の人売れるかということも、また来年以降農協を通してということでございます。契約期間があと3年と言われましたけれども、その見直しも踏まえて、いま一度、道の駅の運営に関して、執行部並びに我々も各委員会等で協議いたしますけれども、何とかこれは是正しなくちゃいけないという私の思いもありますし、またその思いを執行部の方も酌み入れていただきまして、何とか少しでも持ち出しを少なくして、もうけさせていただく市民の皆さん平等であるように要望い

たしまして、質問を終わります。

赤 尾 俊 春 君

議長（西脇幸雄君） 続きまして、20番 赤尾俊春君の質問を許可いたします。

20番 赤尾俊春君。

〔20番 赤尾俊春君 登壇〕

20番（赤尾俊春君） 議長のお許しをいただきましたので、海津市職員の住民サービスの対応について、市長にお尋ねいたします。

3町が合併して1年10ヵ月がたち、海津市としてそれぞれの部署で施策が進められ、実行されています。教育現場の石津小学校の改築、保育園、小・中学校の耐震化工事や、市民の憩いの場である海津苑の改修、さらに斎苑の整備、給食センターの新築と、インフラの整備が着実に進められています。いずれも市民にとって必要な施設であり、ありがたいことです。しかし、市民の皆さんから聞こえてくるのは、そうした言葉ばかりではありません。中には、「役所が遠くなり、部や課がふえて、わしの相談したいところがどこかわからん。役所に行ったら、みんな一生懸命仕事してござるで、あいさつもしてくれん。顔ぶれを見ても知らん人がおらっせるで、声をかけづらい。距離が遠くなっただけではないであかんがや」。またある人は、「補助金は大幅に減らされるし、何かを頼みに行くと、銭がねえ、予算がねえと、どこの職員さんも念仏のように言わっせるが、本当に予算がねえんか。職員のボーナスが少なくなった話は聞かんぞ」、そんな話を耳にします。

こうした意見は少数かもしれませんが、しかし、議員の立場にいる私ですが、恥ずかしながら担当課がわからないときがあります。まして市民の皆さんなら、なおさらではないでしょうか。市民の皆さんが何でも相談できて、気軽に立ち寄れるところだと思います。こうした話をされる方は、合併の目的・目標がわかってみえないのかもしれませんが、ただし、私も、1年10ヵ月経過した今、海津市は、なぜ、どのような目的・目標で合併をしたのか、自問自答するときがあります。そこで市長に改めてお尋ねします。

合併の目的と目標は、また目標・目的に対する成果は。行政がするサービスのうちで、教育、福祉、環境整備などには大きな予算も必要です。しかし、行政改革を行うのに大きな予算が要りますか。市民に対する職員の対応は合併前よりよくなりましたか。私には現状維持としか映りません。松永市長の答弁を求めます。

議長（西脇幸雄君） 赤尾俊春君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 赤尾俊春議員の、職員の住民サービスの対応についての御質問にお答

えします。

最初に、合併の目的とその成果についてでございますけれども、地方分権が実行の段階に入り、基礎的自治体である市町村が地域の総合的な行政主体として自立性を発揮し、分権型社会においてその役割を担うには、行財政基盤の強化と効率化が不可欠な状況になってきております。こうした状況の中、旧海津郡3町は、その規模・能力を強化していくことが喫緊の課題であるとの認識のもと、従来から町の枠組みを超えて、互いに協力しながら効率的な行政サービスに努めてきた経緯もあり、合併に向けての協議を重ね、昨年3月に新生海津市が誕生いたしました。

合併の効果の中には、すぐにはあらわれてこないものもありますが、例えば専任職員や専門職員によるきめ細かな市民サービスの提供が可能になったこと、重点的な投資による基盤整備が推進できること、広域的観点に立ったまちづくりと政策展開ができることなど、その効果は着実に芽吹いてきていると考えております。今後、一層の行財政運営の効率化を推進し、行政サービス水準の維持・向上を図りながら、市民の皆さんが合併してよかったと感じられるまちづくりを進めていきたいと思っております。

次に、行政改革については、三位一体改革等による財源の縮減により歳入総額の減少が見込まれる中、少子・高齢化等に伴う行政需要の増大が見込まれ、今後とも厳しい財政状況が継続することが予想されます。

こうした中、合併は最大の行政改革とも言われますが、今後においても行財政体制の整備を継続的に進めなければ十分な効果が得られません。合併の目的を再認識し、単一の自治体では改革に限界があった職員の削減や公共施設の再編などにより歳出のスリム化に努め、合併の効果を最大限に引き出せるよう行政改革に取り組んでまいります。

具体的には、本年3月に行政改革集中改革プラン、9月に総合開発計画を相次いで策定いたしました。さらに事業別予算、行政評価システムにも取り組んでいるところであります。これらの計画・システムを有機的に連携させ、費用対効果の高い事業への資源の優先配分を進めるとともに、市民の皆様方への説明責任を果たしていきたいと存じております。

3点目に、市民に対する職員の対応については、まず職員の待遇対応のあり方を見直し、市民来庁者の皆さんの満足度を高めるとともに、市役所に対する信頼感、親しみやすさを向上させていかなければならないと考えております。また、専門性や政策形成能力等を有する人材の育成と活用を図り、的確に把握したきめ細やかな市民ニーズに即した行政を推進していかなければならないと感じております。

もちろん、そのベースには公務員としての常識や基本的な実務能力を身につけておかなければなりません。人材力と申しますか、熱い情熱を持ち、成果を生み出す人材を育て、適材適所に配置していくことが重要であると考えております。

そのため、各種研修を実施しているほか、新たな人事評価システムの導入を検討しております。また、市民の皆さんからのクレームに迅速・的確に対応するため、対応及び処理方法を事例集として取りまとめ、マニュアル化を図っていきたいと考えております。

私は、就任当初より、市民の皆様方の声を大切にし、市民の皆様方の御理解をちょうだいした上で、市政に参画をしていただくことが魅力あるまちづくりに直結するものと考え、今後も市民の皆様方の声に耳を傾けるよう、真摯に向き合っていきたいと存じます。

以上、赤尾俊春議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔20番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 20番 赤尾俊春君。

20番（赤尾俊春君） ただいま市長から御答弁をいただきました。当然、海津市の職員の皆さんは、住民サービスにそれぞれの立場で努力されていると私も思っております。海津市の組織が大きくなりまして、担当する部署を細分化され、一見きめ細かくサービスできるような体制にはなったように見えます。がしかし、利用する立場の問題かもしれません。以前に比べると、何となく敷居が高くなったような思いもするという意見が数多くあります。市長が17年第1回定例会の所信表明の中で、行政のスリム化と政策能力の高い職員の育成、新市としての一体感を述べてみえましたが、現在、海津市の状況は一体感を持たれているのでしょうか。私は少し疑問に思います。その点も少しお答えいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） いろいろ職員の接遇研修等も行わせていただきましたし、そして一体感ということでございますけれども、この5月から、実は私、仕事が終わりましたから職員とずうっと対話集会を続けてまいりました。その中で、合併して職員の皆さん方がどう考えておられるのかといったことを踏まえて、よく「壁、壁」とおっしゃいますが、私自身、壁は市民の皆様方がおつくりになられるのではなくて、市役所の中で一体感が充満しなければ、これはなかなか難しい問題であろうと考えておりまして、赤尾先生が御指摘のようなことがあるとするならば、まだまだだということですからまた一層努力してまいりたいと、このように考えております。

それから、市民の皆さん方の御意見をいただく場所として、市長への便りとか、市長との対話室とか、そしていろんな市の方針をお話しさせていただく機会も、ことしから取り入れさせていただきました。より一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔20番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 20番 赤尾俊春君。

20番（赤尾俊春君） 市長の気持ちはよく理解をさせていただきました。がしかし、今現在、市長は、庁舎内と申しますか、職員に目を向けておみえになるというような感じで受けましたが、約2年ぐらい経過しましたので、そろそろ市民が合併してよかったというような、目に見えるサービスを市民側の方に向けても発信していただきたいと、このように思っております。

また、とかく行政というのは縦割りになりがちです。これは例として言っているのか悪いのかわかりませんが、担当課へお邪魔したら、「これは担当が違いますので、どどこへ行ってください」というような御案内があったそうです。そこで、海津市としては同じお客さんなんで、できればファクスなり何なり、経過を説明してもらったものを担当課に送るなり電話で対処するなりして、こういう方が見えました、こういう事例で見えましたというような横のつながりを持っていただけると、さらに住民はいいサービスをしてくれたなあということも感じられるのではないかと思いますので、そういったことも要望し、再質問とさせていただきます。以上です。

議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 市民の皆様方をまず第一義に考えるというのは当然でございます、目に見える改善効果ということでお話がございましたけど、市民の皆様方から児童館をつかってほしいというお話がございました。それで、新しいものをつくると、これはお金がかかることございまして、従来の保育園を改造させていただきました、そういった施設に対応できるようにということで利用させていただきました。今 150組のお母さんと子供さんがそこを利用していただいております。さらには南濃の婦人の家、またそういった施設もつくってまいりたいと。施設の再利用ということでこれは考えているところであります。

さらには、一般の方々は学童保育というシステムがあるのに、障害者の方にはそれが無いということで、これはNPOの皆さんのお力もおかりしたわけでございますが、障害者の方々のタイムケア事業というのも、岐阜県で実施しましたのは海津市だけでございます。いろいろ市民の皆様方の声に耳を傾けながら、できるところからは進めているところであります。

先ほども申し上げましたが、いろんな合併効果があらわれてくるものの中には、時間がかかるものもあるでしょうし、できることはすぐにやっていくということで、以前も申し上げましたけれども、去年は職員の出張費もゼロにいたしました。この4月には特殊勤務手当もすべて見直しをさせていただきました。できるところはできるところからやっていく。そして時間がかかるところは、議員の先生方の御了解を求め、市民の皆様方の御了解を求めながら的確に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

浅井まゆみ君

議長（西脇幸雄君） 続きまして、13番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

13番 浅井まゆみ君。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

13番（浅井まゆみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2点質問させていただきます。

まず1点目は、いじめ問題についてでございます。

全国でいじめが起因と見られる10代の自殺が連鎖し、校長までも命を絶つという前例のない事態が続いています。その痛ましさや影響の大きさから、教育危機とも言うべき状況の中で、子供たちがみずから命を絶つような悲劇をこれ以上繰り返さないために、今やらなければならないことに全力を尽くさなければなりません。

本市においては、緊急臨時校長会を開くなど素早い対応がなされ、早速いじめに対する点検を行っていただき、7件の事案があり、それぞれの学校では対策をいろいろ立てているという報告を受けました。しかし、地域一体での取り組みはできていないとの報告もありました。

いじめは、いかなる理由があろうと絶対に許してはならない。あらゆる手段を尽くして根絶させるべきです。そのために、いじめは人道上的犯罪、断じて許さないという強い意志を学校を初め社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提ではないでしょうか。いじめをなくすかぎを握っているのは、周りで見ている人たちです。学校・地域・家庭が連携して、地域が一体となって取り組む必要があります。また、教師が雑務に追われ、100%生徒に向き合えない状況にあるという問題も指摘されています。そこでお尋ねします。

- 1．いじめの実態の子供へのアンケート調査は行われましたか。
- 2．教師へのバックアップ体制が必要と考えますが、対策は考えてみえますか。
- 3．地域や家庭に対しての取り組みはなされていますか。
- 4．全中学校に配置されたスクールカウンセラーによる相談状況はどうなっていますか。
- 5．教育委員会への批判と改革議論が高まっています。本市の教育委員会に照らし、認識をお伺いします。

以上5点、教育長にお伺いします。

次に、福祉行政について、2点質問させていただきます。

1点目は、内部障害者への対応についてお尋ねします。

内部障害者とは、身体内部に障害を持つ人のことで、身体障害者手帳の交付を受けた人のことを言います。本市では、17年度末で414名お見えになり、身体障害者の4人に1人にもなります。内部障害者は定期的な通院や安静が必要で、デスクワークであっても、長時間続

くと症状が悪化するなど、日常生活は大きく制限されています。目に見えない障害のため、身体障害者用の駐車スペースにとめさせてもらえなかったり、電車やバスの優先座席に座らせてもらえなかったりすることもあり、視覚障害や聴覚障害に比べて社会的にあまり認知されていないのが現状です。

こうした状況の中で、内部障害者や内臓疾患者の暮らしについて考える「ハート・プラスの会」が、2003年にハート・プラス・マークを作成しました。

これがそのマークです。このマークは、身体内部をあらわすハートに、思いやりの心を加えるという意味のプラスをデザインしたものです。尾張旭市や西春町では、庁舎や公共施設の障害者用駐車場の案内板を一新して、ハート・プラス・マークを導入し、内部障害者の皆様から大変喜ばれているとのこと。名古屋市でも市バスや地下鉄で既に取り入れられています。

そこで、本市においても、内部障害者の方のためにこのハート・プラス・マークを導入して、障害者用駐車場を使いやすくしてはどうでしょうか。

2点目は、難聴者、中途失聴者の方の支援対策として、耳マーク表示板の設置についてでございます。

耳マークは、昭和50年10月に名古屋市でこのシンボルマークを制定されたのを皮切りに、全国各地に普及されています。

これがその耳マークです。高齢化が進む中で耳が聞こえにくくなる方がふえています。本市においても、聴覚障害者の方は17年度末で135名お見えになります。すべての人が行政サービスを利用しやすくするために、「耳の不自由な方は筆談しますので申し出てください」等と記された耳マークを公共施設の窓口に設置してはどうでしょうか。また、この耳マークをカードなどにして希望される方にお渡しし、保険証や診察券などと一緒に提示したり買い物などで提示して、耳の不自由なことを相手にわかってもらえるようにしてはどうでしょうか。

以上2点、市長にお伺いします。よろしく願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 浅井まゆみ君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 平野英生君。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

教育長（平野英生君） いじめ問題につきまして、浅井議員の5点にかかわる質問にお答えします。

いじめ問題につきましては、浅井議員の御指摘のとおり、学校、地域、家庭、そして行政が連携し合って、あらゆる角度から根絶に向けた取り組みを行うことが必要であると考えております。

そこで、まず1点目の、いじめアンケートの実施についてお答えします。

市内の小・中学校では、いじめを含む悩み事調査や心の健康調査、あるいは学級担任によります教育相談を定期的実施して問題の把握に努めており、現在のところ早期に対応できていると考え、今回は改めていじめの実態調査を統一的に実施することは行いませんでした。しかし、通常の調査に加えて、いじめ問題に焦点を絞ったアンケートを実施した学校もありますし、また、アンケートは実施しないものの、緊急の全校集会を実施し、学校便りの特別号の発行、あるいは臨時教育相談の実施、保護者に対する調査や協力の依頼など、すべての学校でそれぞれの実態に即したさまざまな取り組みが行われており、このような学校の主体的な姿勢こそ大切であると考え、各学校の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、教師へのバックアップ体制についてのお答えです。

本市におきましては、すべての中学校に教育相談員を常駐させるとともに、県費スクールカウンセラーを設置しておりますが、さらに市費で相談時間数を増加し、その充実に努めております。また、小学校を中心に学級支援員や少人数支援員を17名配置しておりますけれども、来年度はさらに増員することを検討しております。また、児童・生徒の登下校の安全を見守っていただきます学校安全サポーターをすべての学校区に配置しております。このようにさまざまな人々に支えられながら、教師一人ひとりも努力を惜しまずに頑張っておりますので、そういった結果、比較的安定した学校の状態になっていると考えております。

また、去る11月29日に、国の教育再生会議がいじめ問題への緊急提言を発表しました。その中で、教育委員会が学校支援のためのサポートチームを結成するように要請しておりますので、このサポートチームの早期結成に向けて検討を行ってまいりたいと思っております。

3点目の、地域や家庭に対する取り組みについてございますが、昨年度よりすべての小・中学校を会場にして、地域の方々と学校及び学校教育課の職員によります懇談会を実施してきております。「家庭・地域・学校の連携と協働」を大きなテーマとして、児童・生徒を取り巻く現状の共通理解と今後の方向性などについて活発な意見交換を行っております。また、教育研究所には2名の教育相談員を配置しておりますが、主として保護者を対象に出前教育相談を月2回実施しております。教育研究所における来所相談や電話相談にも随時対応しております。今後とも地域との懇談会や教育相談のさらなる充実に努めてまいりたいと思っております。

4点目の、スクールカウンセラーの相談状況についてお答えします。

スクールカウンセラーは、県費によりすべての中学校に配置されておりますが、小学校側からの相談にも対応しております。1校当たり週4時間、不登校や交友問題、子育てなどのさまざまな悩みに対して、3名のスクールカウンセラーが専門的な立場から相談に当たっています。学校や時期により多少違いはありますが、1回の相談に1時間以上必要な場

合も多いため、相談希望に応じ切れないところもあります。先ほど申し上げましたけれども、県費だけでは十分でないために、市単独で 140 時間分の予算を確保しておるところでございます。

最後に、教育委員会への批判や改革議論に対する認識について、所見を述べさせていただきます。

教育委員会については、御指摘のとおりいろいろな場で、形骸化しているのではないかと、もっと改革すべきではないかと言われておるところでございます。しかし、教育委員会は、教育行政の安定を確保することが最大の責務であるととらえております。つまり、教育の中立性と継続性を確保し、児童・生徒の健全成長を図っていくことにあります。

当市におきましても、毎月の定例教育委員会と、時に応じての臨時教育委員会において真摯で熱い議論を交わして、教育行政を推進しております。今日御指摘いただいております問題点については、反省すべきは反省し、改善を図っていく必要はあります。しかし、教育委員会に与えられた使命と役割につきましても、今後とも堅持していきたいと考えておるところでございます。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の福祉行政についての御質問にお答えします。

1 点目の、内部障害者への対応についてですが、身体障害者福祉法は、内部機能障害として、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を規定しており、本市では身体障害者の 23%の方が該当します。これらの内部機能障害の方は、障害を補うための機器装着等を行ってみえますが、外見上は障害があるのかわからないため、日常生活を送る上で、御指摘されるようなさまざまな誤解や差別を受ける場面が多々あるかと思われまます。

ハート・プラス・マークは、内部障害について周知・啓発を目的とする団体が作成したものであり、公共の場では、昨年の愛知万博会場で初めて使用されたのを契機に、各地の公共施設で掲示されているようであります。

本市といたしましては、内部障害の方が安全に安心して公共施設を御利用いただけるよう、御提言のハート・プラス・マークを福祉施設等の駐車場に設置する方向で検討してまいりたいと思います。

2 点目の、難聴者、中途失聴者の方の支援対策として、耳マーク表示板の設置についてのお尋ねですが、本市では身体障害者の方の 8%が聴覚障害をお持ちであり、高齢化の進展に

伴って、難聴、中途失聴等、老人性難聴者のますますの増加が予想されております。

このような状況にあって、聴覚障害者の方々が窓口で安心して気軽に意思伝達ができる環境づくりが重要であると考えております。御提案の耳マークの表示板の設置も有効な一つの方法でありますので、まず市民福祉部内の窓口におきまして試行的に取り組んでまいります。なお、耳マークカードにつきましては、聴覚障害者の方が自発的に使用していただきたいと考えております。

また、本市では、本年10月より聴覚障害者の方を対象に海津市コミュニケーション支援事業を実施しており、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化による社会生活上の便宜を図っております。

いずれのマークにつきましても、社会全体に広めていく必要がありますので、市民の方々への普及・啓発の促進、市内の銀行や郵便局、医療機関等への設置の協力につきましても、市の広報紙等を通じて協力をいただけるよう呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 13番 浅井まゆみ君。

13番（浅井まゆみ君） まず、いじめ問題についてでございますが、いろいろ細かく御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、いじめは100%いじめる側が悪いという認識の上ですべてを進めていただきたいと思っております。

教師のバックアップ体制でございますが、やはり教師が行う事務の負担軽減というものが大切ではないでしょうか。教師が子供と向き合う時間を確保することが、教育現場のさまざまな問題の解決に必要な条件整備の一つではないでしょうか。それで、テストの採点や指導計画など、また報告書などの書類作成に関する事務作業の軽減、またITなどによります整備・活用による効率化などを考えていただきたいと思っております。また、地域の人が教師の雑務を担うことや、OB教師に協力を得て、いじめについて子供と話し合える人たちを学校、地域の中で育てていってはどうか。

今、相談事業ということで、電話による相談事業は行っているということですが、これをぜひいじめだけに対する専用の回線をつくっていただきまして、これは提案ですが、これも、「いじめゼロホットライン」などという名称で行ってはどうか。他県でもこれは行っておりまして、通常の電話相談より五、六倍の相談件数が寄せられているということをお伺いしております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

学校教育課長（菱田秀樹君） 今の浅井議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、いじめは 100%いじめる側が悪い、これはどの学校でもそのように確実に指導していただいておりますので、さらにそれを続けていきたいと思っております。

それから、教員の事務削減につきまして、例えばことしの予算作業の中で学校といろんな相談をしておりますと、いろんな分野で削減できることが明らかになっておりますので、一つずつ学校と相談しながら、こちらも提案しながら、そんなふうに努めてまいりたいと思っております。

それから、先ほど懇談会の話で少し教育長の方から答弁をいただきましたが、今まで地域とかいろんな方との連携ということをおっしゃっていただきましたけれども、最近は協働ということで、何とかそんな体制にしていけないかということで、懇談会等を充実して、少しずつそんな体制に持っていきたいなということを考えております。

最後に、「いじめゼロホットライン」、大変すてきな名前で提案をいただきました。今、教育研究所の相談電話というのはそれほど活発ではないので、とりあえず今ある相談電話をこのような名前として、インパクトのあるものとして紹介しながら、その活用ぶりによってまた新しい回線等を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） しばらく休憩をいたします。

（午前 10 時 28 分）

議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午前 10 時 45 分）

飯 田 洋 君

議長（西脇幸雄君） 続きまして、10番 飯田洋君の質問を許可いたします。

10番 飯田洋君。

〔10番 飯田 洋君 登壇〕

10番（飯田 洋君） 議長のお許しをいただきまして、私は、国民保護計画及び地域防災計画についてお尋ねをいたします。

安全・安心のまちづくりにおいて、防災計画の策定・防災訓練の必要性が上げられます。東海地震や東南海地震の発生が心配され、災害対策基本法に基づく海津市地域防災計画の見直しが行われていますが、加えて新しく国民保護法に基づく海津市国民保護計画についても、国及び県の計画を踏まえ、審議を重ねられ、作成に向け、計画案についてパブリックコメン

トの実施に至りました。

地域防災計画の見直しについては、合併により3町別々であった組織の統一や再編、あるいは設備、装備、システムの近代化や広域対応等、さらには最近の他地域での災害時の対応を参考に、よりの確な平素からの予防・避難・救助・救援計画に見直されるものと思います。

その中で、防災訓練・避難訓練については、およそ従前の訓練から想像もつきませんが、今回、パブリックコメントに付される海津市国民保護計画については、武力攻撃事態等における市民の保護のための措置に関するもので、具体的には航空機や弾道ミサイル、あるいはゲリラや特殊部隊による攻撃を想定したもので、原子力発電所や基地がない本市では、訓練等なかなか想像もつきません。市民の安全・安心の上で、防災訓練・避難訓練は両計画とも同じくするところもあり、海津市国民保護計画では、海津市地域防災計画による対応方法を活用するとあります。過日の新聞報道では、県レベルの訓練においても、実施または予定が26都道府県（うち愛知・岐阜・静岡等10府県は予定）、予定なしが21県とありました。

そこで、第1点、海津市国民保護計画では、数種類の武力攻撃事態が想定されています。おのずから訓練内容も違ってきます。このような中、両計画では共通する面もありますが、今後、各自治会での自主防災組織の発足を推進していく上で、一般市民に対して両計画の説明・周知等についてどのように進められるのか、お尋ねをいたします。

第2点、全市民に伝達する手段として、両計画の中でも広報無線の活用が重要視されています。現在は旧3町の設備を引き継いだもので、受信方式についても、屋内戸別受信機のある町、ない町があり、また生活様式の変化から、難聴地域や昼間は留守になる世帯、高齢者のみ世帯等も増加し、システムの改良も必要になってきていると思います。将来計画についてお尋ねをいたします。

第3点、昨年の防災対策・避難場所に対する一般質問の答弁において、2ヵ年継続事業で防災マップの作成、毛布、簡易トイレ、間仕切りパネル、非常食を備えた実効性のある避難所を盛り込んで全戸配布とありました。マップ、避難所備品について、現在の進捗状況について、以上3点についてお尋ねをいたします。

議長（西脇幸雄君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 飯田洋議員の、国民保護計画、地域防災計画についての御質問にお答えします。

1点目の、海津市地域防災計画、海津市国民保護計画の市民への説明・周知についてですが、去る11月16日に第1回海津市防災会議、同海津市国民保護協議会が開催され、海津市国民保護計画（案）については、12月1日から12月31日までの1ヵ月間、パブリックコメント

を実施し、市民の皆様の御意見をお聞きしているところでございます。

両計画の周知方法等については、策定後、市ホームページで公開を予定しておりますとともに、計画の内容を盛り込んだ海津市総合防災マップ、揺れやすさマップ、地域の危険度マップ等を作成し、市内全世帯に配布することとし、その作業を進めているところであります。市民の皆様には、各自治会や区での訓練や講習会等の場を利用させていただいて、計画の内容等の説明をしてまいりたいと考えておりますが、個別でのお問い合わせや御相談等にも応じてまいりたいと思っております。

なお、自主防災組織につきましては、新年度において予算措置を講じ、自主防災組織を設置される自治会や区を支援してまいりたいと考えており、今後とも各自治会や区の方々に対し地域ぐるみでの防災組織の重要性や必要性を説明し、自主防災組織づくりを働きかけてまいります。

2点目の、広報無線の将来計画については、合併により周波数が3波あり、1波に統一するよう総務省から求められており、平成22年度を目標に一本化することを計画しております。

現在はアナログ方式を利用していますが、新たにデジタル方式を採用することもできますが、デジタル方式は、双方向通信等が可能になる反面、電波が届きにくいいため多数のアンテナが必要となり、相当高価なものになってきますので、今後、どの方法を採用するか検討してまいります。

また、戸別受信機については、最近、安価な方式として防災ラジオ方式、ケーブルテレビを利用する方式等がありますが、今後、先進自治体の取り組みを参考にして整備を進めてまいります。

なお、来年度より、広報無線の放送内容が聞き取れなかった皆さんに対し、電話による自動応答装置の設置をしてまいります。

3点目の防災マップ、避難所備品等の進捗状況ですが、総合防災マップについては、第1点で御説明いたしましたとおり、市内全世帯への配布に向け、現在、作業を進めているところであります。主要避難所の備蓄品についても、地域防災計画に基づき順次備蓄を進めてまいります。備蓄方法は、発災直後の初動態勢を考慮し、各小学校、ひまわり、やすらぎ会館、ゆとりの森等へ分散備蓄とし、来年度早々から計画をいたしております。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 再質問はございますか。

〔10番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

10番（飯田 洋君） 避難所の備蓄備品でございますけれども、最近の災害等でテレビを見ておりますと、短期間ではあっても、避難民の生活で、高齢者家族、あるいは女性につきま

しては、間仕切りパネルが避難所での生活に欠かせないといったことから、具体的にどのようなものを計画されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、国民保護計画では、パブリックコメントにより貴重な意見が市民の方から寄せられると思いますけれども、その中で、具体的な実施要領及び体制については、別途マニュアルを作成するとあります。この別途マニュアルとは、その時期といいますが、この作成の計画についてお尋ねをしたいと思います。

それから、自主防災組織の発足に来年度支援をされますけれども、この国民保護計画による訓練でございますけれども、計画案の中に、市における訓練の実施として具体的な事案を想定し、シナリオを作成、自主防災組織と連携し、広く参加を呼びかけるとございますけれども、将来、訓練を計画されると思いますが、地震等の自然災害の訓練と混乱のないように、また必要以上の不安をあおることにならないような計画実施をお願いしたいと思います。

以上、再質問をお願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。まず1点目の、避難所における備蓄品の中で、特に間仕切りパネルはどのようなものかということでございます。現在、いろいろ市販もされております。また国等からカタログ等も参っております。そういったものの中から適切なものを選んで備蓄してまいりたいと考えております。

それから2番目の、訓練マニュアルの別途マニュアルはいつ作成をするのかという御質問でございます。こちらの方は、今の保護計画書の中には明示してございません。ただいま申されましたような表示の仕方でございます。こちらの方はまた県と連携をいたしまして、県のそういったマニュアル等を参考にして、また他市町のものも参考にして、マニュアル等の作成を急ぐということでございます。

それから、訓練の内容と申しますか、地震等の訓練と、国民保護に伴う訓練の違いは、極論すれば、国民保護における訓練は、避難住民の誘導、要するに避難を重視したものでございます。本年、現在、国民保護の関係で特に一番進んでおります鳥取県、三朝町というところでございますけれども、こちらの方は、情報の収集・伝達を行いまして、住民を安全に避難誘導させる訓練でございました。もちろんいろんなことが想定されますので、それに伴って、火災とか、そういった救助が必要な場合も出ます。そういったことも踏まえて、避難と、それから消火、救助的なものを盛り込んだ訓練にいたしたいと考えておる次第でございます。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 再質問は。

10番（飯田 洋君） ありません。

川 瀬 厚 美 君

議長（西脇幸雄君） 続きまして、4番 川瀬厚美君の質問を許可します。

4番 川瀬厚美君。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

4番（川瀬厚美君） 設置を義務づけた火災報知器に補助金はということで、市長に1点、御質問をいたします。

地球上には何万もの種類の生物が生き、中でも人間は万物の霊長と言われる。その重き命を、今や簡単に奪い、またみずからなくする事件が多発し、世も末とはこのことでありましようか。しかし、当市においても、他の市町同様、このたび、万が一に備え、AED（自動体外除細動器）が設置され、市民に大きな安心を与えております。

昨年、消防法が改正され、当市においても火災報知器設置を義務づける条例が9月議会で可決いたしました。新築の家は本年6月から、また既存の家は23年までに設置となった。もちろん自分の命は自分で守るのは当然であるが、不可抗力ということも多々あると思われま

す。

総務省の資料によりますと、火災による死者は全国で1年間で2,195人、前年比9.5%の増と報告がありました。岐阜県では、16年のデータではありますが、1年間に593件の建物火災があり、55人が死亡、132人が負傷。海津市においては、昨年1年間に11件の建物火災が発生し、1人が死亡、2人が負傷。また、ことし2月には、大垣市で女子中学生が逃げおくれ、焼死という新聞報道がありました。

人の命は本当にとついでであります。万策を尽くして守りたい。条例で義務づけた以上、全家庭に設置されるのが望ましいわけであります。安心・安全なまちづくりを目指し、他の市町村に先駆け、火災報知器設置を促進するため補助金を出してはどうかと思いますが、市長の御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 川瀬厚美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の住宅の火災報知器の補助についての御質問にお答えします。

これまで消防法においては、住宅における防火安全性は、当該住宅における居住者の自己責任において確保すべきとの考え方から、基本的に法規制の対象外とされてきました。しかしながら、住宅火災による死者数が急増しておりますので、必要最小限の義務づけが必要であるとの見解から消防法の改正が行われ、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたものです。新築住宅については本年6月1日から設置が必要ですが、新築住宅に比

べ、設置にかかわる費用の負担感が重いと考えられる既存住宅については、新築住宅への適用から原則として2年後、遅くとも5年後までとされております。

本市では、費用負担の軽減を考慮して、5年後の平成23年6月1日までと、猶予期間を長くしております。警報器は1個当たり安価なもので2,000円前後、高価なもので1万2,000円で購入できますので、各家庭において計画的な設置をお願いするものであります。

今後とも住宅用火災警報器の設置について、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携し、広く理解が得られますよう、広報・普及啓発に努めてまいります。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 4番 川瀬厚美君。

4番（川瀬厚美君） 昨年、AEDのことについて、浅井議員の質問のときに消防担当課長さんから答弁がありました。AEDが使われて人命が助かった、あったら助かったなあと思うことはどれくらいありましたかという浅井議員の質問に対して、10年間に1度あったというふうに答弁されたと思っております。

海津市におきましても、防災総合計画が立てられ、取り組んでおられます。また、福祉、厚生においても担当課において精いっぱい取り組んでおられます。安心・安全という観点において、また火災において、各家庭は精いっぱい取り組まれ、また十分注意をされているところではありますけれども、それでも思わぬところから火災が発生し、また犠牲者が出ております。金額におきまして、電気屋さんであちこち見ておきますと、大体7,000円ぐらいはしております。ですから、私は、一家に何ヵ所かつける必要性があると思っておりますけれども、本当に財政難の折大変だと思っておりますけれども、一家に1,000円、2,000円でも補助体制をとられて、そういう意識を高める、また市民の命を守ることができたらいいなと思っております。そういう観点からお願いしたいと思っておりますけれども、また市長の御意見をお伺いします。

議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 先ほども御答弁申し上げましたが、これは寝室において寝込んでおられる方が気がつくようにということで、光、煙が出てきたときに鳴る機械でございますけれども、これをぜひつけていただきたいと思いますとおるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、5年間かけて計画的にお願いをできないかということで、市民の皆様方に御理解を賜るよう啓発をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくおんを申し上げたいと思っております。

議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（西脇幸雄君） 4 番 川瀬厚美君。

4 番（川瀬厚美君） 義務づけられて、特に罰則等はないと思いますけれども、やっぱり市としてもそういう体制がとられれば、さらに設置が進むのではないかと思います。いかがでしょうか。罰則の義務は当然ありませんよね。

議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

消防長（田中俊澄君） 今の川瀬議員の御質問でございますけれども、消火器は消防法上、条例上、義務はございません、従前から。今回、先生御存じのように、消防法の改正、そして海津市火災予防条例の一部改正で火災警報器が義務化になったということでございます。先ほども市長が申しましたように、当市におきましては、基本的には本年 6 月から新築住宅につきましては始まっております。既存に関しては、そこからまた 2 年後が基本でございます。ただ、猶予期間が 3 年ございまして、当市は最大 2 年と 3 年の 5 年を見ておりまして、23 年 5 月 31 日までということで条例の改正をさせていただいたわけでございます。そういったことで、大概 1 世帯に四つか五つぐらいか、寝室の数が問題でございますけれども、寝室が四つあれば 4 個必要ということになります、簡単に言えば。そうしますと、5 年の間に、1 年に一つずつつけていただければ、費用の負担はそれほどでもないかなあというふうに国の方も考えておりまして、今申しましたような、5 年というような期間が設けられておるわけでございます。また値段の方も、市長答弁にございましたように 2,000 円ほど、これは外国製のものです。こちらの方はやはり誤作動が多く、何でもないときにもピーピーピー鳴るそうです。日本製ですと、日本消防協会の鑑定マークが入っております。NS マークが裏についております。こういったものですと信頼性がございまして、誤作動は非常に少ないということで、そのかわり、若干値段が高くなるというものでございます。また、音声も入ったものですと 1 万円、1 万 2,000 円と、ぐっと高くなるものでございます。今、平均五、六千円かなあとは思っております。以上でございます。

堀 田 みつ子 君

議長（西脇幸雄君） 続きまして、2 番 堀田みつ子君の質問を許可します。

2 番 堀田みつ子君。

〔 2 番 堀田みつ子君 登壇 〕

2 番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、2 問お尋ねをいたします。

1 点目には、高齢者の生活を守るためにについてでございます。

「住民税が高くなった。国保税や介護保険料も一遍にふえた」という声を耳にします。こ

これは、自公政権が推し進めた税制改定で、公的年金控除が140万円から120万円になり、所得が20万円ふえる計算になることや、老年者控除の48万円が廃止となり、その分だけ見かけの所得がふえることなどに伴い、実際の年金額が、変わらないというよりも減ってきているのに住民税が上がるといった状況があるためです。さらには、定率減税の廃止などによっても増税に拍車がかかります。こうした住民税の増税は、それだけでは終わらず、国保税や介護保険料にも連動しているために、特に高齢者に負担が重くのしかかっています。

そこで、第1に、現在ある減免制度や補助・助成制度の活用が考えられますが、その一例として、税の減免として、障害者の場合、障害者控除がありますが、介護認定を受けている方にも、程度により障害者控除が適用されます。しかし、介護認定を受けている方は、申請をしなくては障害者控除対象者認定書の発行がされていません。介護認定者のうち、障害者控除の対象者全員に認定書を発行・郵送ができないか尋ねます。

また、市内に住所を有している65歳以上の方は、証明書があれば巡回バスの料金も半額になり、海津苑も無料になりますが、窓口での手続が必要となります。75歳以上の高齢者の方から、「何とか医者に行くためにバスは利用しているけれども、窓口まで証明書をもらいに行くのはなかなかできない」という声をお聞きしました。そこで、せめて後期高齢者の方には高齢者の証明書を75歳の年齢に達した時点で発行できないか尋ねます。

次に、こうした老年者控除や定率減税廃止などによって、市の税収増は約1億円ほどであるとお聞きしましたが、その財源の一部でも利用して、市独自の負担軽減策や福祉施策の充実をすべきだと考えていますけれども、市長はこのことについてどうお考えか、所見をお願いいたします。

2点目に、学校教育についてお尋ねいたします。

今、いじめ問題や生徒・学校長の自殺に関して毎日のように報道されています。市では、さきの全員協議会でも、岐阜県教育委員会から出されている「自殺防止にかかわる指導の充実について」の資料とともに、海津市でのいじめについて、平成17年度は小・中学校合わせて8件との報告がありました。いじめは少ないにこしたことはありませんが、学校側がつかんでいる数字と実態とでは開きがあるのではないかと考えます。

そこで、実態調査として、無記名で子供たちの言い分を聞く機会を持つことをされませんか。

また、「いじめは、いじめてはいけないと教えたからといってなくなるものではありません。子供の参加を大切にしながら、いじめを解決する過程こそ大事にすべきです。その過程で人間の尊厳や人権を尊重する大切さを子供は学び、いじめをしなくなるのです」という教育者の主張を目にしましたが、今後の共有の知恵として、いじめに対する報告のあった8件の内容と、どのように解決されていったのか、また解決の途上なのか、そして今年度の状況

などの報告はされないか、尋ねます。

以上2点、よろしくお願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の、高齢者の生活を守るための御質問にお答えします。

1点目の、介護認定者のうち、障害者控除の対象者全員に障害者控除対象者認定書を発行・郵送ができないかとの御質問ですが、厚生労働省の通知により、該当者から認定の申請がなされた場合に、市町村長等が確認の上、認定書を交付することになっております。よって、障害者控除の認定申請をしていただかなければ障害者控除対象者認定書の発行はできませんが、郵便により障害者認定申請も可能であります。

次に、75歳の年齢に達した時点で高齢者の証明書を発行できないかとの御質問ですが、老人福祉施設海津苑は65歳以上から無料に減免されており、施設利用の際、本人確認が必要となり、写真貼付の証明書を発行しております。75歳に達した時点で高齢者の証明書を発行したとしても、本人確認のため、写真貼付はお願いをしなければなりません。また、海津苑の証明書は、電話等でお申し出いただければ、郵送等の方法により発行いたしておりますので、ぜひ御利用いただきますようお願いいたします。

最後に、老年者控除や定率減税廃止などに伴う税収増による財源の一部を、市独自の負担軽減策や福祉施策の充実に使用すべきではとのお尋ねですが、御承知のように、今回の税制改正は三位一体による税源移譲に伴うものであり、財源が剰余しているものではありません。本市では、従来から市単独による負担軽減や福祉の充実に努めておりますが、今後も福祉施策の充実に配慮していきたいと考えております。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 平野英生君。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

教育長（平野英生君） 学校教育についての堀田議員の質問にお答えします。

1点目の、いじめの実態調査については、学校が把握しているいじめの件数と実態とはある程度の開きがあると思われれます。それは、精神的ないじめなど見えにくい場合も多く、また児童・生徒によっていじめに対するイメージが異なることなどによります。この開きを少なくするよう努めるとともに、明らかになった事例一つ一つに対して、解決に向け、場合によっては児童・生徒とともに、家庭や地域の協力を得ながら、プロセスを重視した丁寧な取

り組みをすることが今こそ大切であると考えております。

また、先ほど浅井議員の御質問にもお答えしたとおり、本市の現状を考え、また各学校の主体的な取り組みを支援する立場から、今回、改めていじめ調査を統一的に実施することは予定しておりません。しかし、各学校は、今まで以上にさまざまな方法でいじめの早期発見と早期対応に努めており、また教育委員会としましても、学校や地域からいじめにつながるおそれのあるトラブルの報告があった場合に、職員が直接当該校に出向いて、状況を整理したり助言したりすることで、学校への支援に努めておるところでございます。

次に、昨年度報告がありましたいじめについてですが、報告は文部科学省の従来の定義によりますいじめで行われておりますが、その件数は8件でした。それらの内容は、小学校では、冷やかしゃからかい、仲間外れに類するものでありますし、中学校では、言葉でのおどし、暴力を振るうなどの事例も報告されております。いずれの問題も解決は見ておりますが、引き続いてその後の様子を注視して、指導上の配慮を行っておるところでございます。

最後に、今年度の状況についてお答えします。

11月までの定例の報告では、期間がある程度継続したいじめは10件あります。その内訳は、小学校で1件、中学校では9件となっております。それらのほかに、地域の方の協力によって早期に発見でき、すぐに対応し解決を見たものや、身体に関する悪口やあだ名といったことをいじめと感じている児童・生徒がいることを踏まえた指導などの事例がございます。

今後とも、いじめの早期発見と早期対応に努めるとともに、機会をとらえて地域や家庭への協力をお願いしてまいりたいと思っております。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それでは1点ずつお願いいたします。

高齢者の生活を守るためにということなんですけれども、例えば障害者控除対象者認定書を発行するのは、申請しなくちゃいけないというふうに厚生労働省の方から言っていると言いますけれども、それというのは、申請でなくちゃいけない、申請で受け付けたものでないと、何か罰則があるということでしょうか。

それと、障害者控除の対象者になっていると自分が思ってみえるかどうかというのもあるんですよね。そのことを知らなければ、申請もないと思うんです。そこら辺のことをどういうふうに克服されるのかというのをお聞きします。

それと、高齢者の証明書というのは、郵送でというのがありましたので、それは私知りませんでしたので、申しわけありませんでした。教えていただきありがとうございます。お聞

きした方にもそういうことをお伝えします。ただ、なかなかそういうことが知らされていないということもありますので、ぜひとももっと周知というのはしっかりしていただけるとありがたいなと思います。

あともう1点、例えばこれはちょっと教えていただきたいんですけども、非課税世帯を対象とした補助制度というか、例えば高額療養費の自己負担の限度額が非課税の場合は低く抑えられます。ほかにも非課税の世帯ということによって受けられるサービスというのがどこまであるかということと、それがもらっている年金額なり何なりというものが変わらないのに増税になったりというふうな場合に、どのような対応ができるかということも含めてお願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 大倉富夫君。

市民福祉部長（大倉富夫君） それでは、堀田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、障害者控除対象者認定書の関係でございますが、確かに御指摘のとおり、その方が知っておるかということでございますが、当然市としましては、きょうの御質問にありましたように、市民にお知らせをしていくという意味で、市広報紙、あるいはホームページ等にも掲げていかなきゃいけないなと、こんなふうにも考えております。

また、海津苑の関係につきましても、周知が足りないんじゃないかというお話がございましたが、過去にも堀田議員から御質問がありまして、広報紙に載せた経緯もございますが、また随時載せていきたいと、こんなふうにも考えております。

それから福祉関係で、住民税の非課税でこういったメリットがあるんだというような話だったと思いますが、当然先ほどの御意見のように高額の関係もございますし、介護保険等についてもすべて非課税についてはいろいろな制度があります。細かい話は別としまして、当然それによって福祉関係につきましてもサービス等が、金額が変わってくるということでございます。

福祉関係につきましては、以上のお答えとさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） ホームページ、広報で出されるとは言われましたけれども、特に高齢者の方が実際目にされるかどうかというのもちょっとありますし、やっぱり障害者控除の対象者認定書を何とか発行する方向で上と交渉していただくとか、そういうことも必要なあとだと思います。例えば介護認定を受けられるようなときに、こういうことがありますということをごぜひともお知らせしていただきたいというふうに思います。

あとは、今こういうことがありますというふうに言われましたけれども、一番最後の非課税世帯だとかいう補助とか何とか制度がありますというのを一覧としていただいて、資料

を提出していただきたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 大倉富夫君。

市民福祉部長（大倉富夫君） 再度質問いただきました。上級機関からの通知等もございまして、今そのようにさせていただいておりますが、御指摘の点もよくわかっております。また、当然高齢者だけじゃなくて、その家族の中で申告書を扶養に使われる方もございますので、そういう方については当然御理解いただける方もあるかと思っておりますが、いろいろと含めまして今後検討していきたいと、こんなふうを考えております。

それから、お知らせというような話でございますが、当然そういうことも踏まえて今後検討していきたいと考えております。

最後に、どういうメリットがあるかという御質問でございますが、福祉関係だけ一遍まとめさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（西脇幸雄君） 2 番 堀田みつ子君。

2 番（堀田みつ子君） それでは、学校教育の方のことをお尋ねしたいんですけれども、浅井議員さんもしじめの問題についてお尋ねでした。いじめというのは、いじめる子の方が悪いということは当然です。中にはそういう事例というんですかね、親さんの中には、そういう番組があって一緒にテレビを見ていたときに、いじめられること自体が恥だというふうな親の発言があって、もう親には言い出せなかったというようなことも新聞の記事を見たんですけれども、なかなか保護者の方の認識というものも難しいところがあると思うんですから、どのようなふうに対応していったとか、親さんからの投書なんかで、私は子供がこういういじめを受けたからこういうふうに対応していったというふうな、そしてこういうふうに対応していったというような文章もあるんですよ。そういうのがわかりやすいというか、皆さんの心に本当に目に見えてわかる形での対応策としてあったと思うんですから、そういうところで解決の報告をできれば、当然個人の情報として保護は必要ですけれども、皆さんの共有の知恵としてやっていただきたいというところでございます。

あと一つには、いじめの温床の問題があるんですけれども、いじめる側の子供たちにすごいストレスがあるということが、文部科学省の方の調査でも結構リスクのある子供の率が高くなっているということも報告されていると思います。そのストレスの原因というのが、競争社会というのがあって、過度に競争を促すというような社会になっているということも、国連からも子どもの権利条約とかの関係から勧告がされていますので、やはり子供たちのストレスの原因を一つでもなくすという意味で、たしか来年度、全国一斉の学力テストを行うというふう聞いておりますけれども、それというのは本当に必要なのかどうか。そのテストを行わなくては、何か問題が、上級機関から何か言われるとか、そういうことがあるのか

どうか。また、テストをやった場合、結果の公表とか、そういうのはどういうふうを考えてみえるのかもお聞きします。

いじめた子に対する対応としては、市の見解としてどういうふうかというのをお聞かせ願えるといいと思いますが、先ほども言われた教育再生会議の提言の中で、出席停止というふうな話は文面の中には入れられませんでしたが、別室での対応、ボランティアというふうなことが言われていますけれども、それでは問題の解決にならないのではないかなと思うもので、見解としてはどうかなというふうにも思います。

それともう1点は、子供たちを支えるための教師のことなんですけれども、浅井議員も言われました。その事務のところの問題で、文部科学省の調査で、先生が月に60時間以上の残業に追われているという実態が出ております。市の状況はどうかということをお尋ねしたいと思います。実際調査をされるのか、されたのか。それと、あと教師に自己管理シートというようなことが行われているのか。そういうのがどういうふうにとらえられているのかということもお聞かせ願えるとありがたいと思いますので、お願いします。

議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

学校教育課長（菱田秀樹君） それでは、堀田議員の御質問に対してお答えをいたします。

まず、いじめの解決の事例でございますが、ちょっと個人が特定されるというようなこともあります。その範囲で1例だけ御紹介をしたいと思います。

これは中学校における事例なんです。1年生のときに、ふだんは仲よく遊んでいる男子2人なんですけれども、どうやら1人の子の方が、ちょっと自分が上だというような意識があるようなことで、あるときちょっとしたことで暴力を振るう事件がありました。1年生の段階では、暴力事件ということで両親に学校に来ていただいて、それぞれ事情を説明したりということで、謝るところは謝りということで解決を見ましたが、2年になって、またちょっと遊びが高じて同じように暴力を振るうという事件がありました。これは、学校はいじめであろうと。いじめという認識を両家庭の御両親も持っていただいて、根本的な解決をなくちゃならないということで、両家の御両親に来ていただいて、これはいじめであるという認識のもとでお互いに理解していただいて、家庭でも気をつけていただいて、学校でもずっとその2人の関係について見守って、今のところ解決を見ているというような事例が一つございますので、お願いします。

それから、いじめる側のストレスの問題です。ある調査によりますと、学級集団として、少し集団の凝集度が低いところはいじめの発生件数が多いというような調査が出ております。そういったことで、まず学校側は、それぞれの学級、あるいは学校の通常の授業、あるいは通常の活動が適切に行われる集団づくりが重要かと思って、その中でストレスも多少の軽減はできるのではないかと思います。

競争社会等云々があります。学校は、基本的には競争社会を全面には打ち出しておりませんが、ある程度の競争は当然子供たちにも必要ですので、そういった意味で、学校ではその辺が過度のストレスにならないように十分に配慮してまいりたいと思っております。

それから学力テストの必要性ですが、テストというよりも調査でございます。これもやりっ放しにするとあまり効果がないので、調査をした一人ひとりの状況はどうか。全体の平均値ではなくて、一人ひとりの状況を、A君はどうか、Bさんはどうかというような見方をし、せっかく実施される学力調査ですので、個人のその後の指導に還元できるようなふうにしてまいりたいと考えております。

それから、いじめの子、あるいはいじめた子への対応で、先ほど世の中では出席停止とか別室とか、あるいはというような話がありますが、これは個々の状態によって非常に違ってまいりますので、早急にそういうふうな対応は危ないと思っております。私どもとしては、そういったことに至る前に適切に対応して、何かと通常の学級、通常の友達関係の中で解決を図っていかなくてはならないというふうには思っております。

最後、教師の事務量についてです。つい最近、文部科学省から委託された大学の調査で、教師の残業が多いというような結果が公表されております。本市も少しだけちょっと調べてみたんですけれども、やはり本市の学校も御多分に漏れず、先生方の残業の時間というのは、少ないというふうには思っておりません。これは、もちろん教育委員会もそうですし、校長先生を初め、会議の精選とか、あるいは教育委員会の文書の精選とか、あるいはいろんなことでかなりの部分軽減できるというふうには考えておりますので、校長先生方と今後相談しながら、少しでも事務量の軽減に努めていって、少しでも早く帰っていただいて、朝、元気で笑顔で子供たちの前に立っていただけるように何とか努力してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（西脇幸雄君） 2 番 堀田みつ子君。

2 番（堀田みつ子君） 先ほどのお答えでは、学力テストのことは個々の子供たちの習熟度をそれなりに判断するために使うというふうに言われたということは、平均点がどうだとか、そういうふうには公表はされないというふうでよろしいですね。一斉学力テストをやっていって、そして公表して、学校の格差みたいなものをつくって、それを東京都なんかはやっているようですけれども、それで学校選択制もあるものだから、入学する生徒がいなかったり、いろんな問題、弊害が出てきているということも聞きます。要は子供のどこができていないか、できていないかというふうに使われるのでしたらまだしもあれなんですけれども、公表はされないということではよろしいですね。

議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

学校教育課長（菱田秀樹君） 文部科学省自体も、各学校のデータを公表するというふうには言っておられない。ただし、その辺は地方自治体に任せるといようなことも言っておられます。ですから、今後どうするかということは検討しておきたいと思えますけれども、今のところ、各学校ごとといような公表をされるところは少ないだろうと思っておりますし、本市も今のところ、まだ実施しておりませんが、先ほど申しましたように、一人ひとりの児童・生徒の今後の指導に生かすということを中心にやっていきたいと思っております。

議長（西脇幸雄君） しばらく休憩をいたします。午後の再開は1時ということでお願いしたいと思います。

（午前 11時 41分）

議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午後 1時 00分）

水 谷 武 博 君

議長（西脇幸雄君） 引き続きまして、16番 水谷武博君の質問を許可します。

16番 水谷武博君。

〔16番 水谷武博君 登壇〕

16番（水谷武博君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思えます。

ただ、私、旧海津町のころから議長を務めておりまして、一般質問をするのは本当に4年ぶりだと思っております。そのことがあって長文になりましたが、しばらく御清聴をお願いしたいと思います。

それでは一般質問を始めさせていただきます。

まず第1点目に、有効な土地利用施策による新都市機能づくりについて、市長さんにお伺いをしたいと思います。また2点目は、市行政機能の活性化と人材育成について、同じく市長に質問をしたいと思えますので、よろしくお伺いをいたします。

市は、昨年9月に海津市総合計画を取りまとめ、9月定例議会で承認したところであります。私も議会代表でその計画審議会の会長として参画し、市長に答申をいたしたものでありますが、その中の土地利用についての実効性と実行性について、私の私見を申し上げ、市長のお考えをお伺いいたします。

土地は、市民の暮らしや産業経済活動の場であり、海津市の限りある資源であります。その限りある資源を有効に利用し、市民の財産価値を高めると同時に、市の自主財源の拡充に努めることが市の活性化に必要であると存じます。特に海津町、平田町の高須輪中地帯は、

海津町で約 2,000ヘクタール、平田町で約 1,000ヘクタールの農地を有し、その中で約90%以上が田んぼ、水田であります。ちなみに南濃町の農地は約 1,100ヘクタールであります。まさに広大な農地を有する市であります。2005年の市勢要覧によりますと、その中で第1種兼業農家と自給的農家は、海津町では約27%、平田町では約24%、南濃町では約30%であります。おおむねみずから耕作をしない第2種兼業農家は、市平均で73%という大きな数字であります。先人の御努力によって、特に高須輪中の農地は、国策による国営土地改良事業や県営圃場整備事業等にて農地の拡大等整備され、農地保有者の財産価値を高めていただきました。これはまさに先人の御努力のたまものであり、敬意を表するものであります。

しかし、時代を取り巻く社会環境は、その当時の国の考えたことと変化が生じていると存じます。今や農地の保有合理化事業等によると、農業は営農化拡大方針と聞いております。聞き及びますところ、農地耕作と借地料は1反当たり最高2万円と伺っております。先ほど申しました市平均の約73%の農家は、今後、担い手がなければ、農地保有だけで、先行きは明るいとは言いがたい現状だと考えます。

ここで私の私見を申し上げ、市長の答弁を求めるものであります。

海津市総合開発計画は、まちづくりの設定を来年度から10年間の目標としていますが、市民の幸せと市の自主財源の拡充で市活性化を考えると、有効な土地利用施策が肝要であると存じます。これから申し上げることは、決して農地、農業を全否定するものではありませんので、誤解のないようお願い申し上げます。優良農地保全は当然であります。高付加価値農業の推進、農業者の人材育成に努めることも当然であります。これを前提に伺いたします。

10年後には実現されているかは、今後の諸般の事情と努力を重ねることが必要とは存じますが、海津市は、東海環状線養老インターチェンジの設置、長良川新橋の設置が計画されております。もし10年後に実現されたとき、道路網の整備で便利になっただけで、交通の要衝になって、車、人に通行させるだけでは能がないと存じます。その完成までに新都市機能を持ったまちづくりが実現していなければ、市の活性化のチャンスを逃すことにもなると存じます。それがゆえに、早期に市街化区域の決定、あるいは都市計画に基づく線引き、色塗り等、実行性と実効性の高い方法を市のビジョンとして計画することが必要不可欠ではないでしょうか。

例えば国道、主要地方道、県道、1種市道などの広域幹線道路沿い等の線的土地利用と、市内最大の観光地で、市税収に貢献が著しいお千保稲荷周辺と、行政の中心であります海津市庁舎周辺の整備等を一刻も早く決断されてはいかがでしょうか。企業誘致の促進と自主財源確保になり、当然市の活性化になると存じます。市長の明確なる答弁を求めるものであります。

次に、有効な土地利用の施策の一つとして私見を申し上げます。

海津町本阿弥新田地内にあります、豊和工業所有の約5万4,000平米の土地の活用について申し上げたいと存じます。

市の概略説明によりますと、一般廃棄物最終処理場として海津町が借地利用していた処分場としての機能が満杯になり、終了いたしました。豊和工業との折衝では、昭和49年当時、約1億2,000万円の土地取得額を最低補償とするなら市に売却してもよいとの説明であったと存じます。まず豊和工業との折衝で現段階での売却条件等、進捗状況を報告願います。

ただいま申し上げた数字で平米単価を割り出しますと、2,230円という安価な単価となります。5万4,000平米という集積された広大な土地は希少価値であり、利用方法では市の活性化に大きく貢献すると存じます。私は、処分場として大変お世話になった土地でもあり、豊和工業との売買を成立させ、有効利用すべきだと考えます。ここで私見を申し上げます。

その土地の有効利用として、老若男女が一堂に会せる総合型地域スポーツの拠点として、市の総合スポーツ（総合体育館、陸上グラウンド、野球グラウンド、ゲートボールなどの多様な種目）施設を建設し、市民の体力向上、健康増進の場として利用してはいかがかと、私見を申し上げます。

以上、有効な土地利用施策について私見を申し上げましたが、いずれにしましても、そのときそのときの考えではなく、特に市街化線引き、用途、色塗りは、市長の的確で確固たる将来ビジョンが最も大事だと存じますが、市長の明快なる御答弁をお願いいたします。

次に2点目の質問として、市行政機能の活性化と人材育成について市長に質問を行います。

松永市長は、初代市長として約1年7ヵ月が経過しようとしております。この間、初代市長として、行財政改革と職員の意識改革など、人材育成に特に力を入れて改革に努力されておるところで、敬意を表するものでございます。私も議長在任中にはお話しする機会が多々あり、私なりにいろいろ申し上げたこともありましたが、一般質問という形で市長のお考えを、改めて私見を交えてお伺いしたいと思っております。

私は、末端行政の中では縦割り行政は弊害が多く、住民サービスと行政機能の低下になると思っております。部によっては課を削減し、その上で行政全体としての調整機能（能力）を高め、向上に努めてはいかがでしょうか。

次に、来春には職員の定期人事異動が行われると存じますが、職員の中には種々の免許・資格を取得している者がいると思っております。その免許・資格を取得している一般行政職員は、現在その免許・資格に適した部署に配置されているのでしょうか。私は、その免許・資格が生かされた適材適所に配置されているとは思いません。個々の能力を生かした適材適所の人事で住民サービスの向上と行政機能を高める必要があると存じますが、いかがでしょうか。

また、片や市では、海津町内の幼稚園5園の統廃合が20年度から実施されようとしており

ます。実現されれば幼稚園教諭の余剰が考えられますが、余剰になれば、幼稚園の先生方は、園児、特に保護者と接する機会が多く、人との対応にはなれていると思います。その先生方を一般行政職員として、比較的簡単な戸籍係、あるいは住民と直接対応する図書館、文化会館等、窓口業務に配置してはいかがでしょうか。

次に、市行政機関の中にそれぞれ専門分野のアドバイザーを設置してはいかがでしょうか。現在、市では顧問弁護士を年60万円で契約されております。これも一つのアドバイザーと解釈します。まさに必要なことだと考えます。福祉、教育、企業誘致、まちづくり等、市として重要度に応じ、随時それぞれの分野にたけた専門家をアドバイザーとして契約して、職員の人材育成、市の活性化につなげるのも一つの方法だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、海津市は人口約4万人であります。市内の社会人の中にはそれぞれの分野で活躍中、または活躍されていた有能な人材がおられると私は確信しております。その方々を発掘し、各種委員会で活用され、協働で市活性化につなげたらいかがかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、総務省に自治大学校がありますが、市職員を入校させ、政策形成能力や管理能力、また全国の入校生と交流を深めることによって幅広い知識・視野を広めさせ、幹部職員を養成し、将来の市発展につなげてはいかがかと思います。

次に、海津市では、現在、霧島市と姉妹都市盟約を結び、各分野で両市の交流を深めておりますが、職員の人事交流を図ってはいかがでしょうか。霧島市は、大企業誘致や大学誘致にも成功し、目覚ましい発展をしております。また、道義高揚を重んじ、義務教育、社会教育に努めておられる霧島市に学ぶところが多いと思います。職員の人事交流によって、人材育成、市活性化を図ることも一つの方法であると思いますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、市職員の早期退職制度（勸奨制度）を条例化し、人件費削減、定数削減に努めてはいかがかと。本来なら合併と同時に条例化すべきだったと思い、当時の合併協委員として反省しております。

私ども市議会議員は、3町合わせ定数40名を半減し、20名として活動しております。しかし、市職員については、定年退職、一身上の退職者はありますが、勸奨制度を利用され退職した方はないと思います。時代時代に適した制度を条例化して、勸奨制度を条例化すべきと考えますがいかがでしょうか。ちなみに岐阜県、大垣市等、多くの市が条例化していると考えます。

以上、2題目について私見を申し上げ、市長に対する質問をいたしました。松永市長は昨年5月に選挙において初代市長として市民の信託を受けておられます。市民の代表として、これからの市のあり方、市民の幸せを追求されての市長のビジョンとしての御答弁をお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。まことに長時間御清聴いただきまして、ありが

とうございました。

議長（西脇幸雄君） 水谷武博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 水谷武博議員の御質問についてお答えをいたします。

1点目の、有効な土地利用施策による新都市機能づくりについての御質問でございますけれども、このたび総合開発計画を策定し、今後10年間の市の方向性を示させていただきました。今後は、木曽川長良川新架橋計画や東海環状自動車道計画がますます現実味を帯びてこようとしておりますが、さまざまな計画の中でベースになるのは、やはり御指摘のように土地利用計画であります。

当市では、農振農用地が大きな面積を占め、大規模農業に対応できる基盤が整えられてきましたが、その反面、土地利用に余裕がなくなるという影響も出ております。また、農業従事者の高齢化、農業後継者問題と相まって、線引きによる土地利用規制を持たない本市におきましては、幹線沿道において農振白地が無秩序に拡大していくスプロール化が見られます。したがって、農振農用地において、保全すべき地域と都市的利用をある程度受け入れる地域にエリア分けしなければならない段階に来ているように思っております。

平成14年に海津都市計画区域マスタープランを見直し、都市計画の目標を定めておりますが、区域区分につきましては、当面は設けないという位置づけにより運用しております。線引きや色塗りは、土地所有者に対して規制、あるいは制限をするものであり、線引きによる人口減少などの副作用が問題視されてきた経緯を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

そこで、平成19年度より2ヵ年で市土地利用計画を策定してまいりたいと存じます。この策定作業の中で、議員の御意見も参考にさせていただきながら、線引きや色塗りについて議論をし、将来の海津市のあるべき土地ビジョンを明らかにしていきたいと考えております。

次に、豊和工業所有地の取得についてのお尋ねですが、さきの議会議員全員協議会において御説明させていただきましたとおり、この土地は昭和56年から旧海津町の一般廃棄物最終処分場として無償で豊和工業より借り受け、現在に至っているものでございます。御承知のようにこの処分場は既に満杯になり、現在、閉鎖に向け覆土を実施しております。この土地の取得については慎重に検討しておりますが、基本的には市が取得する方向で豊和工業と協議してまいりたいと考えております。

取得後の土地利用につきましては、今後検討してまいりますが、当面、多目的利用できる広場を考えております。なお、実際に使用することができますのは、県知事に閉鎖届を提出した後、2年間の経過観察を終えてからになります。

2点目の、市行政機能の活性化と人材育成について、7項目の御質問に順次御回答いたします。

最初の縦割り行政の弊害については、当市ではこのような弊害をなくするため、各部に部内の連絡調整を行う課を設けております。例えば総務部においては、総務課総務係が部内の連絡調整を行っております。当然部長はその部内の調整を行っておりますが、複数の部にまたがる案件については、その都度調整会議を開催し、調整を行っております。市民の日常生活に利するため、縦割り行政の弊害が生じないように、現在あります仕組みを十分活用し、部長のリーダーシップのもと、縦割り行政の弊害をなくすよう努めてまいります。また、来年度は総合計画スタートの年でもあり、課の削減も含め、行政組織の一部を改正する検討をいたしております。

次に、職員の人事異動については、職員が取得している免許や資格を考慮しながら、その能力に応じて適材適所に配置するよう努めているところであります。設置が義務づけられております福祉事務所には社会福祉主事、水道課には水道技術管理者をそれぞれ配置しております。また下水道課には1級土木施工管理者、測量士、建設課にも1級土木施工管理者、測量士を配置いたしております。

なお、勤務評定実施時には自己申告の提出を求めており、異動希望の有無等の申告を参考に人事異動を実施しておりますが、一般行政職については、一部の部署に固定されることなく、多くの部署を経験し、将来の幹部職員としての資質の向上に努めることが肝要であると考えております。

幼稚園の統合による余剰教員については、御承知のように延長保育等の保育の多様化により、保育園の保育士が不足し、臨時職員の雇用により運営をしておりますが、これにも限度がありますので、資格等を確認の上、保育園の保育士として配置がえをしてまいりたいと考えております。

次に、専門アドバイザーの設置につきましては、来年度に設置を予定いたしておりますまちづくりに関する検討組織において、専門的知識・技術について指導・助言を得るため、専門家である大学教授等をアドバイザーとしてお願いするとともに、今後も必要に応じて課題に即したアドバイザーをお願いしてまいりたいと考えております。

次に、各種委員会への市民の方の活用については、市内には多くの優秀な人材がおられ、今までも各種委員会で御活躍をいただいております。また、まちづくり講座、団塊の世代講座等を実施しておりますが、この講座の参加者の方々には、今後、まちづくりリーダーとして御活躍いただくよう願っております。

なお、来年度から予定していますまちづくりに関する検討組織や、男女共同参画懇話会では市民から委員の公募をしたいと考えております。今後とも各種委員会等に、公募委員を初

め市民に積極的に御参画をいただき、市民と協働したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、自治大学校への職員派遣につきましては、現在、職員研修の機関として自治大学校、全国市町村中央研修所、全国市町村国際文化研修所及び岐阜県市町村職員研修センター等があり、研修目的によりその都度職員を派遣しております。なお、御指摘の自治大学校につきましては、私も勉強に行ってまいりましたけれども、海津市さんからぜひというお話がありまして、来年度は2名の派遣の計画を考えております。

次に、姉妹都市霧島市との人事交流につきましては、姉妹都市盟約締結のための事務レベルでの打ち合わせの折に、将来人事交流を含めた交流についても検討しており、今後、人事交流のあり方等について協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、職員の早期退職制度については、これまでも議会での御質問にお答えし御説明いたしましたましたが、本市は岐阜県市町村退職手当組合に加入しており、独自に早期退職に関する条例は制定できません。岐阜市、大垣市等6市は、この組合に加入しておりませんので、独自に条例を制定する必要があります。

岐阜県市町村退職手当組合退職条例には、従来から50歳以上で25年以上の勤続職員を対象に早期退職制度があり、本年10月からは45歳以上まで引き下げられたところではありますが、本市におきましては、昨年度策定しました定員適正化計画により、平成22年度までに27名の削減を計画しておりましたが、職員の再任用を特殊な職種のみとしたことにより、平成19年度末には42名の大幅な削減となる予定であります。

このように、本市は、当面自然減により職員の削減ができることから、早期退職制度の運用はしておりませんが、今後とも職員の定員適正化に努めてまいります。

以上、水谷武博議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 再質問ございませんか。

〔16番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 16番 水谷武博君。

16番（水谷武博君） 御答弁ありがとうございました。

私も議長当時に松永市長さんといろいろな中で会話をすることがございました。その中で、きょう一般質問をした中でも多くがそのようなことであつたと思っております。公の場で市長の意思を再確認という意味で質問した経緯もございます。

しかしながら、今、答弁をお聞きしてありまして、私と2人で話しておられましたときは、少し熱意がないのかなあ。私には熱意が伝わって来なかったと。何か役人の答弁をそのまま読まれておるのかなあというような気がいたしました。これは私だけかもわかりませんが、失礼な言葉を言いましたが、お許しをいただきたいと思ひます。

その中で、まず第1点でございますが、基本的には市長さんも私も同じだと思っておりますが、土地の有効利用については、個人的なお話のときには同じ考えだと私は思っておりますが、その中でいくと、ただいまも土地利用については将来の市の基本だ、ベースになる最も重要な計画であるという答弁をいただきました。私もそうだと思います。

その中で、保全区域と土地利用の区域を分ける段階に来ておるとい言葉もありました。さらにその中で、今お話をお聞きしますと、安易に判断することではないというような意味に私はとれましたが、そのようなこともおっしゃったと思っております。それで、要は、来年度から始まります市の土地利用計画で、来年度から2年間で策定していきたいというお話だったと思います。まさに、先ほども字のごとく僕は申し上げました、いわゆる効力のある、実りある実効性、そしてまさに行動をする実行性、両方でございますが、時は待てられないと思います。来年度から2年かけてビジョンを策定したいということでございますので、ぜひその中に、真剣に私も今後いろんな場で議論を進めてまいりたいと思いますので、またよろしく願いをいたしたいと思っております。

その中で、一般質問の中にもアドバイザーをとということで申し上げましたが、ぜひその中でアドバイザーも随時取り上げていくという御答弁でございましたので、私は、市の土地利用計画の中にも都市計画法、あるいは都市開発にたけた専門家をぜひ入れていただいて、その案を作成していただきたいと、これはまさに要望を申し上げます。

次に、豊和工業の土地でございますが、本来なら、私が考えましたのは、22年に岐阜国体があり、バレーが行われるということでございます。今、それぞれ海津明誠高校の体育館と南濃にあります体育館を2カ所使用されるということでございます。その中で、今説明を聞いておりますと、基本的には何とか市で取得したいというような意見だったと思います。ただし、私が聞いておるには、50センチの残土を積み重ねて返却するというのも当時の契約の中にあると伺っております。

そこで、知事に閉鎖届を出してから2年間経過してから実用といいましょうか、そこを利用できるという意味だと思っておりますが、岐阜国体の22年度には間に合わないのかなあと、こんな思いがしまして、それは申し上げませんが、私が考えたのは、そこに総合体育館でも建てて国体を迎えられるかなあと、こんな思いもございました。しかし、私は、その中で、今、海津町の体育館もそうでございますが、総合スポーツ、陸上の、市長は今会場の方はポートのことで一生懸命やっておられまして、私も市長の意見と同じでございますが、長良川サービスセンターを中心にして、あそこを活用されるということは私も同じでございますが、陸のスポーツの拠点がどこかにあったらなあと、こんな思いがして、平米2,230円という安価な広大な5万4,000平米の土地があるということでございますので、ぜひそのこともあわせて今後御議論をいただきたいと、考えをいただきたいと思っておりますし、私、また議員としてこれ

からも議論を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、2 題目の行政のことにつきまして、縦割り行政というのは、私は末端では特にあってはいけないと思っております。中央官庁へ行きますと、何々省、何々省があって、どうしても縦割りというのはあると思っておりますが、一般住民サービスの末端行政としては、なるべく縦割り行政はない方がいいというのが私の持論でございます。先ほど市長もいろんなことを申し上げられました。最後は、僕が申し上げたいのは、各部でいきますなら部長のリーダーシップだと思いますし、また最後には責任者でございます市長のリーダーシップだと思っておりますので、どうか今後とも住民サービスに、機構改革を含めお努めをお願いしたいと思います。

それから、人事異動につきましては、私は申し上げました、人事権は市長にあります。我々議員としては人事不介入でございまして、だれをどうのこうのということは申し上げられませんし、言うつもりもありませんが、市長の答弁に私はある程度理解できました。どうかその点におきまして、私は市長にあえて申し上げたいと思っておりますが、人事につきましても、市長の思う存分と言いましょか、市長さんは先ほども申し上げました、市民の信託を得た方でございます。市長のカラーがどうもまだ出てきていないと思っております。どうぞ市長のカラーを出されて人事権を発揮されたいかがかと思っております。

そして幼稚園の先生のこともございました。保育士が不足してくるんで、保育士に充てるという言葉でございましたが、あえて申し上げましたのは、そういう幼稚園の先生方は、保護者との対応になれているので、窓口の住民サービスにしたらどうかと、たけているのではなからうかという発想の中で申し上げました。傍聴席からの意見もございしますが、簡単な窓口業務と申し上げましたが、あえて訂正するならそういうこともございしますが、お許しをいただきたいと思っております。決して窓口業務が比較的楽という意味ではございませんので、一般行政職で幼稚園の先生を、例えば今の企画課、総務課において財政をやっていただくということは大変不向きだと思いますので、そういう意味で申し上げましたんで、誤解のないように願いたいと思っております。

それから自治大の学校のことにつきましては、2 名、来年派遣していただけるということでございます。私も代議士の秘書を東京でしておりましたときに、仕えておりました代議士が自治関係が得意でございまして、東濃に土岐市というところがございます。毎年のように6 ヶ月コースに行っておられました。その中の行っておられた職員の話の話を上げると、勉強もそうでございしますが、全国の人と知り合える、人間関係として仲間ができた、本当に喜んでおられた経緯もあるんで、あえて申し上げました。

霧島市との人事交流でございしますが、前向きに事務的にというお話でございました。霧島市には学ぶところが多いと思っておりますので、実現に向けて頑張りたいと思っております。

最後に早期退職制度についてでございますが、これは私の認識不足、勉強不足で、退職手当組合に加入しているものは市の条例ができないということでもございました。私の認識不足で大変申しわけございませんでしたが、私が申し上げたいところは、やはり今、定数の削減等、努力を一般市民の方にも見えるようにしていただけたらなという思いで質問をしましたので、一般市民の方にも、こういう制度はあるんだけど、海津市の場合は退職組合に加入しているんでできませんということがこれではっきりしたわけでもございまして、市民にも御理解を賜ればと思います。

以上、申し上げましたが、最後に一つだけわからないことがございますので、再質問をします。

先ほど土地利用の中で、線引きには人口減少という問題視がありましたというような答弁がございました。私にはちょっと意味がわかりませんが、初めの方のことで、土地利用の線引きによる人口減少があって、そのような経緯があって今までできなかったというような意味に理解できましたが、なぜそのような減少につながるかということがちょっと私には理解できませんが、私の聞き違いかもわかりませんが、それは再答弁を願いたいと思います。私の聞き違いなら聞き違いで結構でございますが、私には理解ができませんので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 数多くの質問を賜りまして、まことにありがとうございました。

議長さんといろいろお話をさせていただいたときの熱意が少し欠けているのではないかと御指摘を賜りましたが、決してそうではなくて、これからも精いっぱい努力してまいりたいというふうにまず考えております。

その上で、やはり組織といいますのは、部長、トップのリーダーシップも当然ながら、今各部は、例えば部内の人事交流は部長さんの範囲でできるようにいたしております。そして最大限にその職員の力を引き出していただいて仕事を遂行していただくように、そういう今システムにしております。その中で、先ほど申し上げましたように、従来の縦割り行政の弊害がないように、さらに調整会議を行っているということでもございまして、それから例えば市民の皆さんからアンケートをいただきました。そうしますと、やはりアンケートの中で、小児科医とか産科医とか、そういった御要望がありまして、そういった点に關しましては市内のお医者様に相談するのみならず、例えば愛知医科大学の教授にお知恵を拝借するとか、そういったことで専門的なアドバイスをいただいているところでございます。

それから、最後にもう1点、職員の適正化計画、これも実は先ほど申し上げましたけれども、職員の再任用、これは大変御指導いただきましたが、特殊な職種といいますか、本当に能力のある方に限って再任用をさせていただくということにいたしました。そのことにより

まして、先ほど申し上げましたように、平成19年度末には42名の大幅な削減につながると。このことは、これからますます退職者の方の数がふえてまいります。そういった中で、もっともっとスリム化ができないかと、そういう計画を今持っているところであります。

そして最後の人口減少につきましては、担当課から答弁をさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 建設部長 伊藤秋弘君。

建設部長（伊藤秋弘君） 先ほどの御質問の人口が減っていくということでございますが、都市計画課長からお答えさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 都市計画課長 伊藤恵二君。

建設部都市計画課長（伊藤恵二君） 水谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど市長の答弁にございました、海津市は人口減少によることから線引きをしてこなかったという意味ではございません。全国的には線引きによりまして人口減少という副作用が出ている市町村もあることから、慎重な議論は必要であるという意味でございます。御理解を賜りたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（西脇幸雄君） 水谷武博君。

16番（水谷武博君） 最後に、質問と要望をいたしまして終わりたいと思います。

まず市長のお話からでございますが、再任用を今後はしないと、来年が初めになるのかと思います。しないということで、そういうふうに理解をさせていただきます。その熱意、よく私には伝わってまいりました。

いずれにしても、市長に申し上げたいのは、先ほども言うておりますが、市民に信託された市長でございます。どうぞ松永カラーを出して今後の市の活性化につなげていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

そして伊藤都市計画課長、私まだ理解ができません。いわゆる線引きをすることによって人口が減少するということは、僕はよく理解できないんです。ということは、要は線引きして農地から宅地に変えたら、外から来られる人が多くなるのではなからうかと。確かにもう1点は、都市計画、あるいは線引きをしますと、固定資産税が出てきます。税金のこともございますが、なぜ削減につながるという意味がよくわかりません。きょうは答弁はもらわなくてもよろしいんですが、私は御指導を受けに参りたいと思っておりますので、これから伺いますが、どうぞ私のたわけな頭でも理解ができるように教えていただきたいと思っております。

以上、これで質問を終わらせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。

議長（西脇幸雄君） ありがとうございます。

これをもって一般質問を終結します。

報告第13号 平成17年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出についてから認定第20号 平成17年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで議長（西脇幸雄君） それでは、ただいまから日程第4、報告第13号から日程第43、認定第20号までの報告6件、補正予算案件8件、条例案件4件、事件案件6件、認定案件16件、以上を一括上程し、市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） それでは、提出いたしました諸議案につきまして御説明申し上げます。

最初に報告案件6件について、順次その内容について御説明申し上げます。

報告第13号 平成17年度海津市土地開発基金の運用状況について、地方自治法第241条の規定により御報告いたします。

基金総額10億4,201万5,979円で運用しておりまして、内訳は、土地6万296平方メートル、現金3億1,107万4,026円となっておりますが、17年度については移動がありませんでした。詳細につきましては、基金運用状況に関する書類及び監査委員の審査意見書を別冊1によりそれぞれ提出しております。

報告第14号の損害賠償の額の決定については、平田町地内の市道のくぼみにより自動車が悪路破損したため、その賠償金を支払うものであります。

報告第15号の損害賠償の額の決定については、城山中学校舎の窓ガラス落下により、駐車してありました教職員の自動車が悪路破損したため、その賠償金を支払うものであります。

報告第16号の損害賠償の額の決定については、さぼう遊学館において床濡れによる転倒事故により、治療費として支払うものであります。

報告第17号の損害賠償の額の決定については、南濃町地内の市道のくぼみにより自動車が悪路破損したため、その賠償金を支払うものであります。

いずれも賠償責任保険により、免責額を除き、全額補てんされるものであります。

以上、4件について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に報告第18号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、平成18年10月20日付により専決処分を行いましたので、内容について御説明申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ272万8,000円を追加し、補正後の予算額を20億3,871万4,000円とするものであります。今回補正をいたしましたのは、平成17年度の精算により10月末日まで

に支払基金へ返還するため、その償還金として補正をしたものであります。なお、歳入は繰越金を充当いたしました。

次に予算案件について御説明申し上げます。

別冊2の議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第4号)につきましては、1億1,212万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ157億6,937万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費の一般管理費では、市例規改正の増加により印刷費206万7,000円計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、老人福祉費として後期高齢者医療広域連合設立費負担金として74万3,000円、やすらぎ会館の燃料、電気料金不足のため283万2,000円、児童福祉費では市立保育所入所者の増加による運営費1,972万6,000円、生活保護費では平成17年度精算による国庫返還金631万9,000円計上いたしました。

労働費では、働く女性の家に少子化対策事業の一環として、子育て親子の交流及びつどいの場の整備費781万5,000円計上いたしました。

農林水産業費では、ぎふクリーン農業総合整備事業補助金687万2,000円計上いたしました。

消防費では、現在策定を進めております地域防災計画策定委託料の業務変更に伴う不足分124万1,000円計上いたしました。

教育費では、幼稚園費に高須幼稚園耐震補強設計委託料264万円、保健体育費に南濃南部グラウンドの周辺水路のしゅんせつ工事費444万6,000円、海津学校給食センター冷凍冷蔵庫の修繕費83万円計上いたしました。

諸支出金では、南濃温泉水晶の湯運営特別会計へ運営費不足分1,908万5,000円、国民健康保険特別会計へ556万7,000円、老人保健特別会計へ2,480万1,000円、介護保険特別会計へ713万6,000円計上いたしました。

歳入につきましては、特定財源の負担金、使用料、国庫支出金、県支出金で3,173万9,000円を、一般財源では平成17年度老人保健特別会計の精算により繰入金3,950万円減額し、財源調整により繰越金1億1,988万1,000円計上いたしました。

次に議案第92号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第2号)につきましては、521万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億6,935万円とするものであります。

補正内容につきましては、臨時職員賃金73万円、重油価格の高騰により448万円補正をするものであります。

歳入につきましては、入場者の落ち込みにより使用料1,465万2,000円、繰越金68万3,000

円を減額し、不足分を一般会計繰入金 1,908万 5,000円、雑入 146万円計上いたしました。

次に議案第93号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、1億 4,601万 1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ34億 7,261万円とするものであります。

歳出の主な内容につきましては、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費の増加に伴い2億 9,833万円計上し、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金につきましては、それぞれ金額が確定しましたので、1億 5,231万 9,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、医療費の増大に係るものに、国・県負担金、基金交付金、及び繰越金等の確定分を整理し 7,047万 4,000円増額し、不足額について一般会計繰入金556万7,000円、及び国民健康保険特別会計繰入金 6,997万円を計上いたしました。

次に議案第94号 平成18年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、4,920万 7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ29億 9,140万 7,000円とするものであります。

歳出の主な内容につきましては、医療費の増加に伴い、医療給付費及び医療費支給費を合わせて 8,703万 6,000円、平成17年度分の精算に伴う県費負担金 167万 1,000円を増額し、一般会計繰出金を 3,950万円減額いたしました。

歳入につきましては、医療費の増加分及び平成17年度精算分を支払基金交付金と公費負担金にそれぞれ計上いたしました。

次に議案第95号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、6,307万 7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ21億 179万 1,000円とするものであります。

歳出の主な内容については、今年4月の介護報酬の改正による保険給付見通しの変更を行うもので、施設介護サービス給付費等について減額する一方、高い伸びを示す居宅介護サービス給付費を増額するものであります。

歳入については、保険給付費の支出増分を国、県、支払基金、市等でそれぞれ一定の割合により負担するものであります。

次に議案第96号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、予算の組み替えを行うもので、収入支出の既決予算額の総額に変更はありません。

企業会計システムのリース期間が満了いたしましたので、新しくシステムを導入するに伴い、データの切りかえ等に要する費用34万円増額し、組み替え財源として給与費34万円を減額し充てるものであります。

次に議案第97号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）につきましても、予算の組み替えを行うもので、収入支出の既決予算額の総額に変更はありません。

企業会計システムのリース期間が満了いたしましたので、新しくシステムを導入するに伴い、データの切りかえ等に要する費用34万円増額し、組み替え財源として給与費34万円を減額し充てるものであります。

次に議案第98号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、予算の組み替えを行うもので、収入支出の既決予算額の総額に変更はありません。

組み替えの主なものは、重油価格の高騰により、燃料費 105万円増額し、組み替え財源として、賃金 100万円、一般廃棄物収集運搬処理委託料等 5万円減額し、充てるものであります。

続きまして、条例案件について御説明申し上げます。

議案第99号 海津市長期継続契約に関する条例の制定につきましては、地方自治法施行令の改正により、長期に物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、長期にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものの契約を条例で定めるものであります。

議案第 100号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例につきましては、現在建設中の天昇苑セレモニーホールが平成19年4月1日からオープンを予定しており、現有施設及び新施設の使用料金を制定するものであります。

議案第 101号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、平成19年4月より平田公園及び平田リバーサイドプラザの管理を指定管理者制度へ移行するため、改正するものであります。

議案第 102号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月に公布されたことに伴い、改正を行うものであります。

今回の改正は、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、総務省令で定めることとする等の措置が講じられたものであります。

議案第 103号 人権尊重の都市宣言につきましては、人権は人間の尊厳に基づく権利であり、すべての人々が幸福な人生を送るために欠かすことができないもので、将来にわたって保障されるべき権利であります。

本市では、すべての人の人権が尊重され、お互いに共存し得る平和で豊かな差別のない、

明るく住みよい社会の実現を目指し、市民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図るため、「人権尊重の都市・海津市」を広く市内外に示すため、ここに宣言するものであります。

あわせて、本市では、社会の制度として人権を確立していくため、今年度、人権教育・啓発に関する基本計画を策定することとしております。施策の推進については、学校、地域、家庭、職域、その他のさまざまな場を通じて市民の間に人権尊重の理念の普及を図り、日常生活に根づいた人権感覚が身につけられるよう努めてまいります。

議案第 104号 大垣地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議につきましては、地方自治法の改正に伴い、平成19年4月1日より収入役が廃止となり、会計管理者を置くことになり、規約中「収入役」を「会計管理者」とし、これを機に規約中の語句を適切な表現に改め、規約の一部を変更するものであります。

議案第 105号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約につきましては、本件も地方自治法の改正に伴い、「収入役」を「会計管理者」に改め、「吏員その他の職員」の区分を廃止し、「職員」に改めるものであります。

議案第 106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されるに当たり、岐阜県内42市町村によりその事務を処理するため、広域連合を設置するものであります。

議案第 107号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約につきましては、本件も地方自治法の改正に伴い、「助役」を「副町長」に、「収入役」を「会計管理者」に改め、「吏員その他の職員」の区分を廃止し、「職員」に改めるものであります。

議案第 108号 南濃衛生施設利用事務組合規約の一部を改正する規約につきましては、本件も地方自治法の改正に伴い、「収入役」を「会計管理者」に改め、「吏員その他の職員」の区分を廃止し、「職員」に改めるものであります。

次に、決算認定案件について御説明申し上げます。

平成17年度海津市一般会計及び特別会計の決算について、その概要を御説明申し上げます。

認定第5号 平成17年度海津市一般会計におきましては、歳入決算額は157億3,891万1,035円、歳出決算額は139億9,119万3,762円で、歳入歳出差引額は17億4,771万7,273円ですが、石津小学校屋内運動場改築事業、吉里、海西、下多度小学校地震対策事業及び農業振興総合整備事業において平成18年度に繰越明許をしておりますので、その財源を差し引くと実質収支は16億3,486万2,273円となりました。

認定第6号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計、認定第7号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計、認定第8号 平成17年度海津市クレール平田運営特別会計、認定第9号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計、認定第10号 平成17年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計、認定第11号 平成17年度海津市介護老人保健施設在宅介護

支援センター特別会計、認定第12号 平成17年度海津市国民健康保険特別会計、認定第13号 平成17年度海津市老人保健特別会計、認定第14号 平成17年度海津市介護保険特別会計、認定第15号 平成17年度海津市下水道事業特別会計、認定第16号 平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計、認定第17号 平成17年度海津市農業集落排水事業特別会計、認定第18号 平成17年度海津市簡易水道特別会計、認定第19号 平成17年度海津市駒野奥条入会財産区会計及び認定第20号 平成17年度海津市羽沢財産区会計におきましては、15特別会計全体の歳入決算額は 123億 6,926万 9,376円、歳出決算額は 119億 7,200万 8,638円で、実質収支は 3億 9,726万 738円となっております。

以上、決算認定案件16件につきましては、別冊3により各会計における平成17年度主要な施策の成果に関する報告書、及び別冊4においてそれぞれ監査委員の審査意見書を付しておりますので、御認定賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西脇幸雄君） 報告並びに提案理由の説明が終わりました。

日程第4、報告第13号、この報告は、地方自治法第243条の3の規定による財政状況の公表でありますので、質疑、採決はいたしません。

また日程第5、報告第14号から日程第8、報告第17号までの専決処分の報告について、この報告は地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑、採決はいたしません。

それでは、順次質疑を許可します。

最初に日程第9、報告第18号 専決処分の承認を求めることについて、平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。報告第18号 専決処分の承認を求めることについて、平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、報告第18号 専決処分の承認を求めることについて、平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして日程第10、議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）について、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それでは、民生費のところと消防費のところの不足分のことについてちょっとお尋ねいたします。

後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金は、全体で幾ら、何に使われるのが不足になったのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと、地域防災計画作成委託料の業務変更に伴うという、この内容を教えていただきたいと思っております。

それと地域防災計画、先ほど一般質問の方で飯田議員が関係を聞かれていました国民保護法の関係をもう一度教えていただけませんか。どういうふうに考えてみえるのかというのをお願いします。

議長（西脇幸雄君） 市民課長 安藤勉君。

市民福祉部市民課長（安藤 勉君） ただいまの質問に対してお答えを申し上げます。

まず、民生費の老人福祉費の広域連合分の負担金でございますが、説明の中で後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金でございます。大変後から申しわけないんですが、去る9月の定例会におきましては、準備委員会が8月に設立いたしまして、今後の予定といたしまして2月に広域連合が正式に発足をいたします。今回、補正予算として提出させていただきましたものは、2月、3月分の負担金でございます、いわゆる準備委員会を終え、正式に広域連合が設立いたしましてからの負担金でございます。表示に設立準備委員会とありましたのは誤りでございますので、削除をお願い申し上げまして、広域連合の正式に発足してからの負担金であるということで御理解をお願い申し上げたいと思っております。

議長（西脇幸雄君） 消防総務課長 大井吉幸君。

消防総務課長（大井吉幸君） 内容をもう一度よろしく申し上げます。

2番（堀田みつ子君） この防災計画の業務変更に伴うというのはどういう意味ですかということと、たまたま地域防災計画というふうになっていますので、国民保護計画とどういうふうに関連づけてみえたのか、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。なかなかわかりづらかったもので、一般質問の方で飯田議員が質問されていましたが、たまたま地域防災計画の業務変更にかような言葉が出てきましたもので、どうせですからお聞きしたいと思いましたが、すけれども。

議長（西脇幸雄君） 消防総務課長 大井吉幸君。

消防総務課長（大井吉幸君） 堀田みつ子議員の質問について返答させていただきます。

実は地域防災計画と国民保護法の関係は似たようなところがございますので、例えば避難の関係とか、あるいは委員会の構成とか、そういったところが重複しておりますので、そのところが似通ったところがございます。

議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。今般補正をお願いいたしましたものは業務変更でございます。実は海津市総合防災マップでございます。地域防災計画の策定業務の委託の中で、防災計画、それから初動マニュアル、そして総合防災マップ、洪水ハザードマップということで策定を進めております。ほぼ完成をいたしております。あと洪水ハザードマップの関係で、実はこれは通常 500メートル四方の網かけ、500メートルメッシュと申しますけれども、そういう被害想定地図をつくるわけでございますが、このたび、建築物の耐震診断、それから耐震改修の促進を図るための基本的な方針というものが国土交通省の方から告示なされました。それによりますと、平成20年度までに、地震発生時の揺れやすさと地域の危険度に関する情報を、今度は50メートルメッシュ、50メートル四方の網かけの被害想定地図をつくりなさいと、そして公表をなさいということが告示されました。そういったことによりまして、その50メートルメッシュの被害想定図を単独でつくりますと、約でございますが、600万円近くかかると。委託をした場合、最初からつくらなくてはなりません。ところが、現在、先ほども申しましたように、500メートルメッシュの防災計画の中での地図を現在作成中でございますので、それに抱き合わせたような形でこの揺れやすさマップ、それから危険度マップを盛り込めば、400万ほどでできるということになります。そういった意味で、今般 124万 1,000円の補正をお願いして、この被害想定図を作成させていただければと、かように考えまして補正をお願いした次第でございます。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 11番 服部寿君。

11番（服部 寿君） この一般会計じゃなくて、後にも出てきますので、出てくると、私は産業建設委員ですので、質問できませんので、逆のことで質問させていただきますが、燃料の高騰ということで特別会計の方は補正を組まれますが、ほかにも3庁舎、またプール等、また温泉等も燃料、灯油か重油かわかりませんが、しておりますけれども、特別会計のところだけ高騰の折の補正と思いますけれども、一般会計の中でほかには高騰によって歳出が足らんようになるのではないかと思います。なぜないのか質問いたします。

議長（西脇幸雄君） 財政課長 福田政春君。

総務部財政課長（福田政春君） 服部議員の御質問でございますけれども、施設によりまして、暖房等の燃料につきましては、電気を使用しておったり、また重油等を使用しておった

りというようなことで、施設によってはさまざまな燃料を使用しておるわけでございますけれども、一般会計におきまして若干不足するという部分では、施設におきましては、やすらぎ会館での重油の燃料等、重油と電気料の不足によります見込みが出てきましたので補正を上げさせていただいておりますが、他の施設におきましても、当初予算で計上しております予算等でやりくりをやっておるわけでございますけれども、今後におきまして不足等が出てきた場合におきましては、相当な額の不足が出ればまた補正というようなことでお願いをする次第でございますけれども、若干の金額につきましては、費目内の流用で賄いをさせていただきたいというような思いをしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第11、議案第92号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第12、議案第93号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第13、議案第94号 平成18年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第14、議案第95号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第15、議案第96号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第16、議案第97号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）について質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第17、議案第98号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第18、議案第99号 海津市長期継続契約に関する条例の制定について質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それでは、この条例の5号のところの、その他市長が特に必要と認める契約というのは、大体何を想定してあるのかなということと、こういう契約の価格に制限はあるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 総務部長 津野基紀君。

総務部長（津野基紀君） 堀田議員の御質問にお答えしたいわけですが、5号のその他市長が特に必要と認める契約というものについては、現在予想もつきませんので、想定外の話でございますので、1項目入れさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

価格の問題でございますが、これは制限はございません。地方自治法の中で債務負担行為ということで毎年度予算で計上させていただいているわけですが、冒頭、市長の方から提案理由の説明がございましたように、自治法施行令の改正によりまして、物品の借入れ、あるいは役務の提供というものに対して限定したものについては、この長期継続契約でもって対応できるということでございます。ですから、金額的な問題等は特にございません。あくまで翌年度以降にまたがる契約等についてということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

10番（飯田 洋君） 事務上の細かいことになろうかと思うんですけれども、通常、新年度予算にかかわる契約については、十分協議して、予算の成立後契約の締結ということになるかと思うんですけれども、今回のこの改正、この条例の適用を受ける契約については、予算議決前でも契約ができるというふうに解釈するんですけれども、予算の裏づけの観点から、実際に事務上ではいつからこの契約ができるかということをお伺いしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 総務部長 津野基紀君。

総務部長（津野基紀君） いわゆる契約の行為でございますが、これにつきましては、総務省の通達等ございまして、予算の調整が終わった時点ということで判断をさせていただいております。したがって、最終的には市長査定が終わりまして、各部長の方へ予算の通知をするといった段階が予算の調整が終わった段階というふうに判断いたしておりますが。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 私、今までじゃあ何をやっておったんだということを感じてお尋ねを改めてさせてもらうんだが、長期継続契約というものは、なぜそういったことをしなきゃならんのか。今までどおりでもいいんじゃないか。なお、単年度でそういった一つずつを、今年はこれこれという確実性のある方法をとっていった方が、その時の時価というか、そういったことにもつながるのじゃないかということも思っ、3年、5年という契約をするということは、まあ話ができておるでそのままいってしまおうということで、職員の怠慢にもつながるんじゃないかということも思うが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（西脇幸雄君） 総務部長 津野基紀君。

総務部長（津野基紀君） 山田議員の御質問にお答えさせていただきたいわけですが、総括させてもらえば、物価の変動等に対する対処の問題というふうに判断いたしますが、これにつきましては、翌年度以降にわたるということで先ほど御説明を申し上げたわけでございます。従来までは債務負担行為ということで、契約の取り扱い、これは長期継続契約も同じでございます。契約時における減価償却、期間、経済の変動なども勘案をいたしまして予定限度額というものを定めるものでございます。自治法の中では、契約に係る経費は、毎年度、予算の範囲内において給付するものということが一応明記されております。したがって、物価の変動等の対処に当たりましては、契約条項の中で歯どめをかけていくということになりますし、経費につきましては、毎年度予算を上程させていただきまして、御審議を願います。そして執行していくということでございますので、義務的なものにはならないという

判断をいたしております。したがいまして、職員の怠慢とか、そういうことはございませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第19、議案第 100号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第20、議案第 101号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第21、議案第 102号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第22、議案第 103号 人権尊重の都市宣言についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

議案第 103号 人権尊重都市宣言について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 103号 人権尊重都市宣言については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして日程第23、議案第 104号 大垣地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協

議についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 私、愚鈍でちょっとわからんことがありますので教えてもらいたいんですが、この第1条中「大垣市・海津市・養老郡・不破郡及び安八郡」を「大垣市、海津市、養老郡、不破郡及び安八郡」、全く同じで、どこが違うのだということに、私よくよく目を皿のようにして見たら、句読点と中ちょぼが違うということですが、この点の打ち方が違うというのは、どういう意味があって改めてこういうことを、第3条も同じことが言えるんですが、教えていただけたらありがたいなあと思っておるんです。申し添えますと、辞典なんかを引いても「点」というだけで、それ以外には「言葉の区切り」ということだけの表示しかしてありません、私の見た範囲では。これわざわざ規約の改正ということに上げてこなきゃならん理由というのは、どういう意味があるのか、ちょっと教えていただきたいと思いません。

議長（西脇幸雄君） まちづくり推進課長 三木孝典君。

企画部まちづくり推進課長（三木孝典君） 御質問の件についてお答えをさせていただきます。

今回の規約の改正につきましては、市長が提案理由説明で述べましたとおり、地方自治法の改正に伴うものでございまして、この際、用語を適切な語句に訂正するというございしますが、法令の用語につきましては、内閣法制局が決定しました法令における漢字使用等について、あるいは法令用語改善の実施要領に従っておりまして、そういったものによって適切に改められたというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） この点の使い方が変わることで、何か意味があるのかないのかということ私を私は教えてもらえたらお願いしたいんですが。

議長（西脇幸雄君） 企画部長 小澤一郎君。

企画部長（小澤一郎君） 明確な答弁はできないかわかりませんが、従来はこういう中ちょぼの点でよかったということだと思っておりますが、最近の法令改正といいますが、用語の改正で、中ちょぼでなくて、句読点といったものに全体が改められておりますので、今回もそれに倣って改められるということで、特に意味はないというふうに私自身も解釈いたしております。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

議案第 104号 大垣地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 104号 大垣地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして日程第24、議案第 105号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 105号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 105号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約について、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして日程第25、議案第 106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それではお尋ねします。

まず、後期高齢者、平成20年4月からというふうなことが言われていますけれども、後期高齢者の推定人数はどれぐらいかということと、それから保険料がどれぐらいとして推計されているかということ。

あと、こうした保険料は、例えば国保なんかでは、応益割のところでは戸主が高齢者の分を家族として負担していたと思うんですけども、実際にここでは高齢者から、前の定例会なんかでも言われていますけれども、保険料をいただくというふうなところで、その保険料を負担する分がふえるのか減るのか。

それと、新たに負担が発生する高齢者がどれぐらい見えるのか。社会保険の家族というの

は、たしか負担分はなかったんじゃないかなと思っていたので、そのところをお聞かせ願いたいということ。

それから三つ目には、4条に広域連合でする事務処理というふうなことが書いてありますけれども、広域連合で行う事務処理のうち、それぞれの自治体で行っていなかった事務はあるのか、それは何かということをお聞かせください。

そして、広域連合で行う事務を県行政の方が事務処理することができない理由、要は高齢者に関する法律というふうにありますよね。その法律以外としてできない理由というのを教えていただきたいということと、それから例えば保険料を集めるにしても、国保なんかではよく高額医療だとか、共同事業拠出金とかでされているものですから、例えば県の行政としてできないのかどうかということをお聞かせください。

それと、広域連合の議員のすることについてちょっとお尋ねしますが、この広域連合の議員を直接選挙にしなかった理由。保険者である高齢者の声をどれだけ反映するかというふうなこともつながってくると思うんですけども、選ばれた人が間接選挙で選ぶというふうな形になっていきますけれども、直接本当にそういう人たちの声がどこまで反映できるのかということをお聞かせください。よく県議なんかでは直接住民から選ばれているというふうなことがあるものから、どうしてかなというのを一つお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、自治体の長が管理者にもなる、それから議員としてもオーケーよというふうな条例になっていると思うんですけども、副管理者の場合は任期2年になっています。例えばその任期2年が終わった後、その後、議員の側になることもあり得るわけですよね。そういったとき、執行部側と議員の側というふうな、どういうふうにお考えられてこういう条例案になったのかということをお聞かせ願いたいということです。例えば議員の側になる、執行部側になるというふうなところが、例えば住民の信託を受けてから、選挙があつてからかわるというならまだしも、そうじゃない中でどうしてかなというのが一つ疑問に思ったものから、この部分を教えていただきたいなと思います。

議長（西脇幸雄君） 市民課長 安藤勉君。

市民福祉部市民課長（安藤 勉君） お答え申し上げます。順不同になるかもしれませんが、よろしくお聞かせ願いたいと思います。

まず、対象者人数でございますが、現時点、11月末でございますが、老人保健被保険者数が4,482名お見えになりますので、これは過去、今のところ14年の制度改正によりまして対象人数が減ってきておりますが、これが来年の9月にまた制度改正が満了になりますので、以降ふえてまいります。そのふえる人数につきましては、おおむね1年に200人から300人ぐらいだというふうな推計をいたしております。

それから保険料でございますが、保険料の額は幾らになるかということでございますが、これは広域連合が設立されまして、以後、広域連合の内部におきまして議会等で決められるわけでございますので、今のところ幾らになるというふうには数字が出ておりませんので、お願い申し上げたいと思います。

それから、事務処理の内容についてでございますが、この4条にあります広域連合で処理する事務でございますが、4条にありますのは広域連合で処理いたしますが、それ以外について、別表1では、各市町村において事務をするという協議規約になっております。先生が条例とおっしゃいましたが、協議規約でございます。協議規約ではそのように定められておまして、大別いたしますと、保険料が伴いますので、保険料の徴収については市町村で行う、あるいは窓口については市町村で行う以外は、広域連合で処理をするという内容でございます。

それから、制度についてでございますが、この規約内容の議員と連合長の関係でございますが、この医療制度につきましては、近年の高齢化の急速な進行に伴いまして、増加の一途をたどる医療費の伸びを抑制し、安定的で持続可能な医療制度の構築の実現、それとまた現役世代と高齢者世代の負担の不公平感を解消するための制度として創設されたわけございまして、法律で高齢者の医療の確保に関する法律、第8条において義務づけられておるわけございまして、県単位で構成するとされております。

それと、こういった大規模な広域連合というのは、岐阜県においては全市町村が加入するのは初めてでございますので、その内容からいきまして、この連合の運営、この医療に関する制度について円滑にスタートをさせる必要があるというのと、運営につきましては、すべての市町村がそれぞれ責任を負っていくべきだという基本的な考えに基づきまして、こういった議員につきましては被保険者から選任をしないとか、あるいはまた連合長等についての選挙も各構成する市町村長の協議をもって決定していくという規約内容に定められておるわけでございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 失礼しました。規約です。第4条の広域連合で、要はこの広域連合ができて行う事務のうち、今まで市町村でやってこなかった事務があるのかどうかを聞いたんですよ、ただ単に。先ほど答えていただいた中には、ちょっと違ったお答えだったので、それをお願いしたいのと、法律があるから当然こういうものを設置しなくちゃいけないというのは、結局は法律があるからという以外に理由が私にはわからないんですけれども、医療費の伸びを抑制するというふうなことも今言われましたけれども、分けたからといって医療費の伸びが抑制されるわけではないと思うんですね。本当のこの広域連合を設置する目的と

というのは、ただ高齢者に保険料を負担していただくというのが一番の目的ではないんですか。
議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 大倉富夫君。

市民福祉部長（大倉富夫君） では、最初の御質問でございますが、今現在市でやっている仕事の関係とはというお話でございますが、お話の中で説明したかと思いますが、今回、この制度は初めてできるわけございまして、市のことでいえば、今やっている老人医療のことかなというふうに理解しております。当然老人医療の場合には、保険料の徴収はしておりません。国・県、あるいは基金から来る補助等で補っておるわけございまして、その点についての説明の比較はしてないかと、こんなふうに理解しております。

それから、特に今の医療費の抑制というようなことで、今度はできるんかというお話でございますが、確かにその意味も若干あるかと思いますが、大きな意味でいいますと、当然保険者が小さいがいいか、大きいがいいかということになるかと思っています。小さい保険者であれば、高額な医療があったときに、当然赤字になってしまって困ってしまうということになります。大きければ若干の余裕ができるというようなことのメリットがあるんじゃないか、そんなふうの意味での広域連合だと理解しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 大きければ何とかなるという意味でというふうに言われるんですけども、今までだって国保なんかで高額医療の共同事業というようなことをやっていますよね。そういうのは有効じゃないんですか、どうなんですか。そういうことをできないということなんでしょ。それを教えていただきたいということなんですけれども、例えば高齢者に関する法律というのが決まっていることだからやるしかないわという、それだけじゃなくて、そういうふうなのがあるんだけど、でもその中でもこういうことはできなかったのかどうかということを知りたいんですよ、私としては。共同事業拠出金みたいな、そういう高額医療での共同のやり方みたいなのが広域連合しかなかったのか。広域連合を一緒にやっていくというふうなのが、みんなで助け合うというふうなのを口実にして、高齢者から保険料がとられるというふうなところがあるもんですから、どうなんだろうというふうでちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 市民課長 安藤勉君。

市民福祉部市民課長（安藤 勉君） 先生おっしゃるように、やはり私どもといたしましては、20年4月から施行されます後期高齢者医療制度に基づきます高齢者の医療の確保に関する法律、こういったのが施行される以上、これにのって実施をしていくということでございます。

国保の高額共同事業についても触れられておりますが、これはおっしゃるように県内の市

町村国保加入者が共同事業を行うわけでございますけれども、拋出をして、その実績に応じて交付金を受けるということでございますが、これもやはり、言葉は悪いんですが、得する場合と損をする場合ということになるかと思いますが、これをしなかったというのはちょっと私ではわかりませんが、いずれにしましても、やはり高齢者時代に向けて、さらには高齢者と現役世代との負担の公平というのが大きく叫ばれている中でございますので、そういった制度に変わっていくということで御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第26、議案第 107号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

議案第 107号、西南濃老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 107号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約について、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして日程第27、議案第 108号 西南濃衛生施設利用事務組合規約の一部を改正する規約についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 108号 南濃衛生施設利用事務組合規約の一部を改正する規約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 108号 南濃衛生施設利用事務組合規約の一部を改正する規約について、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第91号から議案第 102号まで及び議案第 106号の計13議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第 102号まで、及び議案第 106号の計13議案は、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。なお、審査は12月21日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

ここで認定第 5号から認定第20号までの各会計の決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

監査委員 伊藤仁夫君、壇上へお願いします。

〔監査委員 伊藤仁夫君 登壇〕

監査委員（伊藤仁夫君） 監査委員の審査結果の報告をいたします。

平成17年度海津市一般会計、15の特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして、御報告申し上げます。

去る 9月27日・28日に、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成17年度海津市一般会計決算、平成17年度海津市海津苑運営特別会計決算、平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算、平成17年度海津市クレール平田運営特別会計決算、平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、平成17年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算、平成17年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、平成17年度海津市国民健康保険特別会計決算、平成17年度海津市老人保健特別会計決算、平成17年度海津市介護保険特別会計決算、平成17年度海津市下水道事業特別会計決算、平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算、平成17年度海津市農業集落排水事業特別会計決算、平成17年度海津市簡易水道特別会計決算、平成17年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、平成17年度海津市羽沢財産区会計決算の16会計、及び平成17年度海津市土地開発基金の運用状況は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしましたので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で監査委員の審査結果の報告といたします。

議長（西脇幸雄君） 監査委員の報告が終わりました。

最初に日程第28、認定第 5号 平成17年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許

可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第29、認定第6号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第30、認定第7号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第31、認定第8号 平成17年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第32、認定第9号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第33、認定第10号 平成17年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第34、認定第11号 平成17年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第35、認定第12号 平成17年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第36、認定第13号 平成17年度海津市老人保健特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第37、認定第14号 平成17年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第38、認定第15号 平成17年度海津市下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第39、認定第16号 平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第40、認定第17号 平成17年度海津市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第41、認定第18号 平成17年度海津市簡易水道特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 先ほど監査委員が審査意見書をという話がありましたので、皆さんお持ちでしょうが、40ページをお開きいただきたいと思います。

認定第18号は、今上程されております平成17年度海津市簡易水道特別会計決算の認定についてであります。これは、実は前日程の39にも関連をしてくることでもありますので、あえてここでやらせていただくことになりました。

平成18年の本年の第1回定例会において、海津市内部組織設置条例の一部改正する等の条例が可決されましたね。これは本年の18年4月1日から施行されますよということでございました。あわせて附則において、簡易水道特別会計、先ほど申し上げた2会計についてもそうではありますが、18年5月31日に廃止をすると定めてあります。それで、次のことについてお尋ねをいたします。

海津市監査委員の審査意見書の40ページ、今広げていただいておりますが、特別会計について2,087万2,586円の黒字でありましたよと。18年度へ繰り越されたと記述されておりますね。どのように処理されたのか、御報告をいただきたいと思います。

また、簡易水道特別会計の原資は、おおむね使用料による。したがって、現在、上水道に移行しておりますので、繰り越されたとするならば、その金額は、かねてからの懸案事項等がありましたので、その事業推進への基金積み立てが妥当ではないかと私は考えるところであります。

それから、簡易水道特別会計の件でありますので、この清算交付金898万8,000円の内訳について御報告をいただきたいと思います。

続いて、別冊3については、市長が報告の中で申し上げられました。実績について報告がありますが、この最終欄できれいなことが書いてあります。効果として、使用者がいつでも必要とする清潔な水道水を供給すると報告されておりますが、今までに本当に十分な配水ができておったかどうか、これもあわせてお答えをいただきたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君） 星野議員さんの御質問の、17年度決算で繰り越しする金額2,087万2,586円でございますが、これは当然18年度へ繰り越しをするということでございます。ただし、先ほどもお話がございました八百何万のことでございますが、交付金に関しましては、簡易水道から上水へ移行するというような形で旧南濃町時代に仮清算を行ってみたい経緯がございます。その絡みの関係で八百何万を交付金というような形でお支払いしたという経緯がございます。

議長（西脇幸雄君） 総務部長 津野基紀君。

総務部長（津野基紀君） 星野議員からの御質問で、1点目の歳計剰余金の処分の行方でございますが、これにつきましては、特別会計の廃止に伴う経理というものにつきましては、廃止に伴いまして、条例に特に経過措置の規定がない限り、これは一般会計の方へ引き継がれるということでございます。したがって、一般財源化されるということになるわけでございますが、この剰余金につきましては、平成18年度の一般会計の中の雑入として受け入れをさせていただいております。

また、基金という御質問でございますが、この額につきましては、当然、統合簡易水道事業の継続ということになるわけでございますが、これにつきましては、水道事業会計では、本年度も水道事業収益といたしまして、他会計補助金として3億円ちょっと予算措置をさせていただいておりますが、この剰余金につきましては、財源充当をさせていただくということで清算をさせていただこうと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 残念ながらお答えになっていないんですが、監査委員の意見書の中に、繰り越されておりますよと。今部長も、当然18年度へ繰り越すよと。ところが、総務部長は、処分については、特に今回の条例では規定がありませんので、一般会計へ引き継ぎましたと。どちらが本当なんでしょう。きょうは代表監査委員がおられませんので、この件について監査委員事務局、御答弁をいただきたいと思います。このお金はどこへ行っちゃったんですか。部長と総務部長の返答の違い。じゃあ監査委員は何を基準に繰り越したと書いたのか。特に御指名を申し上げます。先ほどの898万8,000円の交付金の内訳、これは以前からの旧南濃町の、当時私は議員でありましたので、本清算が今回行われたことは承知をいたしております。前回行われたのは仮清算です。したがって、その本清算のどこへ、幾ら支払われたか、この御報告を求めています。

それから、安定供給の中で、できましたと書いてあるんですが、現実、1年間の苦情は大きなものがあつたような場所もありますので、これは果たして成果としてあつたのかどうか、安定供給ができておつたのかどうか。先ほども申し上げたように、以前から言われております、懸案事項を速やかに整理しなきゃならんこともあるんじゃないかということなんですよ。

それから、総務部長、地方財政法がありまして、その中に基金に繰り入れることができる、その方法も当然選択肢としてあつたはずなんですが、その検討はされたかどうか、御返答ください。

議長（西脇幸雄君） 監査委員事務局長 高木栄君。

監査委員事務局長（高木 栄君） 先ほどの40ページの17年度簡易水道特別会計の決算額、

実質収支額でございますが、これにつきましては、18年度に出されたということは確認できておりますけれども、一般会計に組み入れられたかどうかというところまでは確認いたしておりません。

議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君） 先ほど御質問に対して繰越金のお話をちょっとさせていただいた 2,087万 2,000幾らですか。これ私が勘違いしておりました。これは先ほど総務部長がおっしゃられたように、一般会計の雑入の方へ繰り入れをしておるということで御理解を願いたいと思います。

また、そのほかとしまして、交付金の金額八百数十万円でございますが、ちょっとこれきょう資料を持ってきておりませんので、4組合にお支払いをしておるというようなことしかわかりませんので、後ほどまた数字はお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（西脇幸雄君） 総務部長 津野基紀君。

総務部長（津野基紀君） 基金の検討というお話でございますが、先ほども申し上げましたように、一応私の方といたしましては一般会計から水道会計の方へ補助金として出させていただいておりますが、あと水道会計の方で、いわゆるこれは企業会計でございますので、そこで御検討願うという判断をいたしておりますが。

議長（西脇幸雄君） 財政課長 福田政春君。

総務部財政課長（福田政春君） 総務部長の答弁につけ加えさせていただきますけれども、まず基金の検討につきましては、以前、特別会計の廃止の条例を出させていただいたときに、あわせて簡水の基金についても廃止する条例を提出して議決を賜っておると思います。その中で、今現在として一般会計で残っておる基金と、水道、下水道関係の基金として残っておるというのは、一般会計で持っておりますので、一般会計の環境施設整備基金で上水、下水等に対します施設整備ということでの基金を現在持っておるということで、特別会計での基金の設置というのは、水道関係では現在ございませんので、17年度のこの余剰金の処分につきましては、簡易水道が5月31日で閉鎖されますのと合わせて、以降に一般会計へ余剰金として歳入を入れておるということでございますので、補足させていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） お尋ねする場合、回数に限界があって、大変恐縮ですが、議長、お答えいかんによっては再度お許しをいただくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

監査委員事務局は、この件については確認がとれてないとおっしゃいました。残念なこと

に、確認をとれないことはここに載せちゃいかんことなんでしょうと。これは公文書ですね。

「繰り越された」。先ほどの部長では、一般会計へこういった場合は「繰り入れられた」という言葉が行政用語としては適切ではなかろうか。この条例、4月1日に施行されて、なぜ5月31日がついたか。こんなことは私が今さら申し上げることじゃない。その5月31日が終わって、私の調査では6月1日に雑入で一般会計へ入れられております。したがって、この言葉の根拠。あわせて、特定環境保全公共下水道事業特別会計も最終的には同じ言葉、農業集落排水事業特別会計も最終的に同じ言葉で入れられております。これは、部長、監査委員とは全く別の立場で、この文言が適切であるかどうか。監査委員は確認してない。してない決算がなぜ今回出されたんか、執行部側の考え方としてお答えください。

議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君） 特別会計に関しまして、うちの方で扱っておりますのは下水道事業特別会計、それから特定環境保全公共下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業特別会計、この三つに関しましては、当然繰り越しというような形になってくるということでございますが、簡易水道事業の特別会計に関しましては、当然平成17年度で統合をするというようなことでございますので、先ほども言いましたように一般会計の雑入の方へ繰り入れをするというようなことで御理解を願いたいと思います。

〔「議長、答えになっていません」と17番議員の声あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 助役、専門的な立場で県から今回海津市へお願いして御指導賜っております。これは、申しわけないけれど見解をお聞かせください。これはあくまでも決算ですよ。決算というのは、最終的に余ったお金はどこへ行ったか、債権債務の扱いはどうしたか、そこまでやって年度の決算の報告があつて当たり前じゃないかなあと私は感ずるところなんです。だから、今後どういう対応をされるか知りませんが、この文言で今回決算を認めよは、少しえらいかなあとと思いますが、助役、大変恐縮です。立場が違いますので、言いにくいかもわからんけれど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 助役 水谷敏行君。

助役（水谷敏行君） こちらの審査意見書は、あくまでも監査委員事務局の方から提出されたものでありまして、監査委員事務局の独立性という意味で、執行部の方からとやかく言うのは越権行為というようなこともございますが、議会に提出する以上、その文言等については、監査委員事務局、それから執行部等で十分調整した上で出すべきであると思いますので、この取り扱いにつきましては、監査委員事務局と協議した上で、再度提出するなり、訂正するなりさせていただきたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第42、認定第19号 平成17年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第43、認定第20号 平成17年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第20号までについて、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査の付託をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 私見でありましたが、先ほど御提案申し上げました。助役は監査委員事務局と協議の上、訂正等を含めて、そういうお答えをちょうだいいたしておりますが、この修正について結果を出していただいた後に、決算の特別委員会を開催して、付託をしていただきたいと。現在、間違った方法で審査を付託されてもいかなもんかなあとと思いますが、できれば休憩をおとりいただきまして、その中で協議を煩わして、このまま継続で会議をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西脇幸雄君） しばらく休憩をいたします。

（午後3時28分）

議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午後3時55分）

議長（西脇幸雄君） 先ほど17番議員 星野勇生君からの件につきまして、監査事務局長 高木栄君から資料等々についての御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

局長 高木栄君。

監査委員事務局長（高木 栄君） 今お手元に配付させていただきました37ページから40ペ

ージと、47ページになってございますが、38ページをごらんいただきたいと思います。11の特定環境保全公共下水道事業特別会計、これの「18年度一般会計へ繰り入れされた」ということで訂正をさせていただきたいと思います。あと12) 農業集落排水事業特別会計、13) 簡易水道特別会計につきましても同様でございます。よろしくお願ひいたします。

それと47ページ、むすびでございますが、一部文言が間違っております、ちょうど中ごろでございますが、国民健康保険税収納率が「90.2」となっておりますが、「75.8」が正しいものでございますので、訂正させていただきます。失礼します。

議長（西脇幸雄君） 質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） ただいま議題となっております認定第5号から認定第20号までについて、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第20号までの16議案につきましては、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名いたします。指名する決算特別委員を議会事務局から発表させます。

議会事務局長、どうぞ。

議会事務局長（森 賢一君） それでは、6名の決算特別委員を発表させていただきます。

山田武議員、堀田みつ子議員、川瀬厚美議員、福井恭平議員、浅井まゆみ議員、赤尾俊春議員、以上でございます。

議長（西脇幸雄君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、6人の特別委員の互選により、委員長に赤尾俊春委員、副委員長に福井恭平委員との報告がありました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、12月21日までに審査を終了し、議長に報告をお願いいたします。

なお、11月29日に受理しました請願につきましては、会議規則第132条第1項の規定によ

り、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり文教福祉常任委員会に付託したので、よろしく願いいたします。審査は、12月21日までに審査を終了し、議長に報告をお願いいたします。

散会の宣告

議長（西脇幸雄君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変ありがとうございました。

（午後4時00分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年12月12日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

